



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	皇帝ハイリンヒ7世とナポリ王ロベルトの訴訟 - 14世紀初めの皇帝権 -
Author(s)	田口, 正樹; TAGUCHI, Masaki
Citation	北大法学論集, 56(2), 1-49
Issue Date	2005-07-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15364
Type	departmental bulletin paper
File Information	56(2)_p1-49.pdf



皇帝ハインリヒ七世とナポリ王ロベルトの訴訟

—— 一四世紀初めの皇帝権 ——

田 口 正 樹

はじめに

(1) 一三二二年九月二日、皇帝ハインリヒ七世は、中部イタリア、トスカーナ地方の都市アレツツオにおいて、ナポリ王ロベルトを、皇帝に対する大逆罪のかどで訴追し、ロベルトに対して皇帝宮廷への出頭を要求した。同年五月、皇帝

戴冠をめざしてローマ市に入ったハインリヒは、ナポリ王から派遣された王弟グラヴィーナ伯ヨハンが率いるナポリ勢およびローマ市の貴族オルシニ家一党の連合軍と兵戈を交えたが、彼らの抵抗を打ち破ることができなかった。伝統的な皇帝戴冠の場であるバチカンの聖ペテロ教会はナポリ・オルシニ軍が掌握し続けたため、ハインリヒはやむをえずラテランの聖ヨハネ教会で六月二十九日に皇帝戴冠を挙行し、教皇クレメンス五世が代理として派遣した枢機卿たちから帝冠を受けた。九月の訴追は、ローマでの抗戦に対するハインリヒ側からの応答であった。召喚状は、アレツツオの司教宮殿の正面入口に掲げられ、ナポリ王には出頭のために三か月の期間が与えられたが、ナポリ王は召喚に応じず、出頭しなかった。そのため、翌一三三三年四月一六日、被告欠席のまままで判決が下され、ナポリ王はすべての地位を奪われた上で帝国追放を科され、その身柄が帝国の手に落ちた場合には斬首刑に処されるものと宣言された。しかし、この有罪判決は実現されなのまま、皇帝は、同年八月二四日に、トスカーナ地方シエナ市近くのブオンコンヴェントで死去した。

この皇帝ハインリヒ七世⁽²⁾によるナポリ王ロベルトに対する訴訟は、訴訟当時およびそれに続く時期においてさまざまに反響を呼び起こしただけでなく、近代の研究者たちからも注目されてきた事件である。従来、政治思想史や法学史の研究者たちは、一般的に言つてこの事件を、皇帝権による普遍的な世界支配の要求と個別王国の王権による独立的地位の主張との衝突として理解し、その結末を前者の挫折と後者の貫徹として評価してきた。この紛争におけるナポリ王側の主張の中に、中世における領域的主権観念の登場と基礎づけを見たのは、ヴァルター・ウルマンである。彼によれば、既に一三世紀後半からフランスやシチリア王国の法学者たちによつて、国王は自らの王国という一定の領域の内部において上位者を持たないという理論が主張され始めていたが、ナポリ王とその側近の法学者たちはそうした主張を繰り返しただけでなく、その根拠づけをも行つた。そして、こうした理論が、この訴訟事件直後の教皇立法 *Pastoralis cura*

によつて公式に法として承認されることになつたといふのである。⁽³⁾このようにウルマンが領域的国家主権という観念を用いてこの事件を理解しようとしたことに対しては、彼以後の研究者は概して批判的であるが、⁽⁴⁾ハインリヒ七世の姿勢を普遍的皇帝権による世界支配の観念と結びつけて考える点では、やはりウルマンと態度を同じくしている。例えば、ヘルムート・ヴァルターは、ウルマンが国家主権という観念を性急に持ち込む点に対しては批判的であるものの、⁽⁵⁾ナポリ王に対する訴訟をハインリヒの普遍的皇帝権という理解を示すものと見る点では、ウルマンと大きく異なるところは⁽⁶⁾ない。この事件に触発された法学者たちの議論と教皇立法によつて、被告の防御権などが自然法によつて基礎づけられ、適正手続 *due process* の保障が大きく進展したことを高く評価する、近年のペンントンの研究も、⁽⁷⁾事件を皇帝の国王たちに対する権威の問題としてとらえる点ではウルマンの見解を継承しており、⁽⁸⁾その際、ハインリヒ七世の行動や皇帝派の法学者らの議論に対しては、⁽⁹⁾きわめて冷淡である。そしてこのような解釈は、ドイツや英米における一般史家の叙述においてもしばしば見いだされる。

しかし、このような従来の評価は、ハインリヒの統治活動と論理を十分に検討した上で下されたものでは必ずしもなかつたように思われる。政治思想史・法学史の観点からの研究は、ハインリヒの死後に成立したテクストも含めた法的・理論的史料に主に依拠するものであり、ハインリヒのそれまでの統治活動全体との関係でこの事件をどのように位置づけるかという点は、余り掘り下げられてこなかつた。また、訴訟に関係する理論的主張の検討についても、これまでの政治思想史・法学史的研究は、そもそも皇帝と対立した側の主張に多くの関心を払つており、皇帝側の議論の検討はなおざりにされるさらいがある。皇帝側の理論的主張は、ダンテの議論でもって代表されることがあるが、ダンテが皇帝宮廷に直接影響を与える立場になかつたことを考えれば、皇帝側の行動の論理はダンテの著述とは別に検討される必要があるはずである。⁽¹⁰⁾このような傾向の結果として、従来の政治思想史・法学史の観点からの諸研究は、皇帝ハインリヒ

側の論理と行動に対して、伝統的な皇帝による世界支配の観念を理想主義的・時代錯誤的に主張して結果として当然に挫折する、というきわめて平板な評価を与えるにとどまっているのである。

確かに、ハインリヒを中世的な皇帝権と騎士の理想に殉じたナイーヴな君主としてとらえる見方は、ドイツの一般史研究においても古くから示されたものであった。⁽¹¹⁾しかし、これに対しても近年、ドイツの何人かの研究者によって、ハインリヒ七世の現実的政治家としての性格が指摘されるようになって⁽¹²⁾いる。このような近時の指摘からも、彼の構想と政策の再検討が要請されるところである。

以上のような研究状況をふまえて、本稿は、皇帝ハインリヒ七世のナポリ王ロベルトに対する訴訟を、ハインリヒのそれまでの統治姿勢と行動、とりわけ彼がそれ以前に他の者を被告として提起していた大逆罪訴訟との関係を考慮しながら検討し、それを通じてハインリヒ七世の統治行為と構想をより深く理解しようとするものである。

以下の行論では、まず「平和」がハインリヒの統治構想において中心的な位置を占めており、イタリアにおける彼の行動を規定していたことを確認する。ついで、ハインリヒがドイツおよびイタリアで行った大逆罪訴訟を検討した上で、それら他の大逆罪訴訟をあわせて考慮することによってナポリ王に対する訴訟を位置づけることを試みる。最後にハインリヒとロベルトの対決がよびおこした反響に簡単に言及して論を閉じる。

一、ハインリヒ七世と平和

ハインリヒ七世がイタリアにおける行動の基礎としていたのは、平和の回復と維持という課題であつた。⁽¹³⁾

このことは、既にイタリア入りする以前から、ハインリヒ自身によって表明されていた。一三〇九年六月に、ハイン

リヒは、イタリアへ使節を派遣して自らの国王即位を知らせているが、そこで既にイタリアの都市と人民に静穏をもたらすべく努めることがうたわれている。⁽¹⁴⁾同年九月のマントヴァあての書簡でも、平和の維持と教会の保護が支配者の最も高貴な課題であると述べ、ヴェネツィアなどとフェラーラとの戦争をやめさせるために使者を派遣している。⁽¹⁵⁾イタリアの戦乱に対して平和をもたらすという姿勢表明は、一二九四年の国王アードルフ・フォン・ナツサウのロンバルディアへの回状にも既に見られ、⁽¹⁶⁾ハインリヒの態度はそれと軌を一にするものであった。そもそも、一三世紀、特にシユタウファー家の支配が動揺・崩壊する一三世紀後半以後に、党派対立の続発するイタリアでいかに平和を樹立するかという問題は、大きな政治的課題であり、宗教運動とからみあった平和の試みや、教皇権による平和形成の試みが行われていた。⁽¹⁷⁾そして、当時の教皇クレメンス五世は、*angelus pacis* や *Paciarus* といった平和のために教皇が派遣する特使と類似した文脈にハインリヒを位置づけつつ、ハインリヒのイタリア行を支持していたのであった。⁽¹⁸⁾

このような姿勢はイタリア入りしてからも継続され、宣言されていた。ハインリヒは平和を樹立する支配者としてふるまった。⁽¹⁹⁾すなわち、彼は、都市における党派対立によって従来都市から追放されていた亡命者たちを市内に復帰させ原状回復を進めるとともに、対立する党派の間を仲裁することによって市内の党派対立を解消し、その上で市政の体制を刷新して、その頂点には自身の代官を任命していったのであった。⁽²⁰⁾例えば、モン・スニ峠からアルプスを越えた後、到着したアステイでは、一三一〇年一月に、平和と正義の確立を掲げるハインリヒに市民たちから全権が移譲された後、体制の刷新が行われ、シエナからの亡命者ニコロ・デイ・ボンファツィオ・デ・ブオンシニヨール *Niccolo di Bonifazio de' Buonsignori* がハインリヒの代官として据えられた。また、亡命から復帰した市民たちも含めて市民間の対立が仲裁されて、平和の回復がうたわれた。⁽²¹⁾またミラノでも、同年一二月、教皇派(ゲルフ)でそれまで市政を掌握していたデッラ・トルレ *Della Torre* 一派とハインリヒとともにミラノに戻った皇帝派(ギベリン)のヴィスコンティ

Visconti 一党との間で、やはりハインリヒの働きかけにより、和解が成立した⁽²²⁾。他のロンバルディア諸都市でも同様の展開が見られたのである⁽²³⁾。

このような過程を通じて、ハインリヒは、現地の党派対立から超然とした中立的な仲裁者にして支配者として自己を位置づけ行動していたと言える⁽²⁴⁾。しかしながら、長年追放されてきた市民たちを故郷の都市に帰還させることは、とりわけ彼らの資産の返還をめぐる多くの深刻な紛争を伴わざるを得ない⁽²⁵⁾。また、それまでの市政体制をいったん廃棄して、復帰市民も含めた新体制を発足させることは、当然それまで市政を掌握していた党派の地位を脅かすことになる。更に、ハインリヒは、中心都市の周辺領域 *contado* に所在する地点にも自らに直属する代官を任命することによって、中心都市による領域支配というデリケートな構造にも介入することになった⁽²⁶⁾。そして、このような問題点ははらんだ政策を進める中で、ハインリヒ自身が次第に党派対立の中に巻き込まれていくことになる。党派対立を超越した中立的立場は次第に維持できなくなり、むしろハインリヒ自身が一方の党派となり当事者となっていくのである。ハインリヒがイタリアで進めた大逆罪訴訟はこうした推移の中で、出現してきたものなのであった。

一一．ハインリヒ七世と大逆罪訴訟

前章における確認をふまえて、本章では、ハインリヒがかかわった大逆罪訴訟を順を追って検討する。

まず最初に問題となるのは、イタリア遠征以前、一三〇九年九月の、前国王アルブレヒト一世の暗殺者たちに対する訴訟である⁽²⁷⁾。訴追の結果、判決では、ハーブスブルク家のヨハン（パリキダ）をはじめとする暗殺者たちはアハトに処せられて法と名誉を剥奪され、彼らの財産は没収されてその処分が禁止され、彼らを宿泊させるなども禁じら

れた。財産没収・処分禁止と宿泊禁止という判決は「書かれた皇帝法 *keiser gescriben recht*」にもとづいて下されており、全体としての判決も同様に「書かれた皇帝法 *keiser gescriben recht*」によるものとされている。⁽²⁸⁾ 大逆罪として明示されていないが、ローマ法の大逆罪規定を参照して裁判されたものと思われる。⁽³⁰⁾

ローマ法の大逆罪⁽³¹⁾自体は、既に中世初期の支配者たちのもとでも知られており、シユタウファーのもとで明示的に使われる例が出現するようになった。⁽³²⁾ 例えば、一二三五年のマインツの帝国ラントフリーデが大逆罪に関する規定を持つことはよく知られている。⁽³³⁾ 大空位時代後の国王たちのもとでも、大逆罪に言及する史料は散見される。例えば、ルードルフ・フォン・ハーブスブルクは、一二八六年、国王の生命に対する陰謀を企てたデーター・ネッセル・フォン・マウラー *Diether Nessel von Maurer* とその子孫から世襲財産と帝国レーンを剥奪した際に、大逆罪を理由にあげている。⁽³⁴⁾ こうした国王の人身を直接危険にさらす陰謀や行為だけでなく、より抽象的に国王支配への反逆も、大逆罪としてとらえられることがあった。ルードルフの次の国王アードルフ・フォン・ナッサウは、自らに対する敵対者を大逆罪として非難している。⁽³⁵⁾

このように、大逆罪は、既にハインリヒの前任者たちにとっても、なじみのないものではなかった。ハインリヒのもとでイタリア入り以前からローマ法への言及が現れることは、それに加えて、ルクセンブルク伯であったハインリヒが、即位当初から、ライヒ西部出身の学識法曹を宮廷に擁していたこととも関係しているのであろう。⁽³⁶⁾ ハインリヒの書記局の二人の書記長 *Protonotar* シモン・ド・マルヴィル *Simon de Marville* とアンリ・ド・ジヨトフーニユ *Henri de Jodoigne* はともに *legum professor* と呼ばれている。⁽³⁷⁾ また、アルブレヒト一世殺害者の処分が決定されたシュバイアーの集会には、イタリア出身の学識法曹 *Bassianus de Guacis* も居合わせていたと考えられる。⁽³⁸⁾ こうした人的基礎を背景に、ハインリヒの治世は、ドイツ王権による学識法利用の歴史に一つの画期をもたらすことになるので

(39) がある。

しかし他方で、訴訟の結果として下された処分は、ローマ法上の大逆罪においてしばしば見られた死刑と財産没収という刑罰とはかなり異なったものであった。前国王殺害者たちは死刑を宣告されたわけではなく、アハトに処せられたにとどまった。(ハインリヒはこの後、一三二二年にピサで、更にヨハンの刑を減じて、修道院への監禁として^(39a)いる。)

また、財産没収に関しては、まず、殺害者たちが保有していた財産のうち、ライヒに由来するものは国王とライヒに帰属するが、彼らがオーストリア公から得ていたレーンは、公に復帰することが、ハインリヒと前国王の遺児であるオーストリア公たちとの間で取り決められた⁽⁴⁰⁾。判決において一般的に宣言された財産没収に対して、まずレーン関係の存在が考慮されて特則が合意されたわけである。しかも、特にヨハンに関しては、ハインリヒは、選挙侯たちに同意書⁽⁴¹⁾ Willbrief を出させた上で、ヨハンによるアルブレヒト一世殺害から国王とライヒに帰属するはずのすべての権利と手続、およびヨハンの相続財産を、ハープスブルク家の国王遺児たちのために放棄し、相続権によってヨハンが継承する財産のうち国王とライヒに復帰するはずのものをも、やはり放棄してハープスブルク家に授封したのであった⁽⁴²⁾。ここで前提となっている、犯人の相続財産をも没収するという原則自体は、一二、一三世紀のドイツの諸事例に照らして目新しいものであり、ハインリヒがこの原則を採用したことは注目されるところであるが、他方でこのケースに関しては特別に放棄がなされ、ハープスブルク家側の財産を減らさぬ形で決着が図られている。実際、一連の決定は、ハープスブルク家側との多分に緊張をはらんだ交渉の所産であったと考えられているのである⁽⁴⁴⁾。こうした一連の措置からうかがわれる複合的な性格は、ハインリヒのイタリアにおける大逆罪訴訟を考える上でも示唆的である。

さて、ハインリヒがイタリアで遂行した大逆罪訴訟に関して、最初に問題となるのは、一三二一年二月にミラノ市内で発生した反乱への対応である⁽⁴⁵⁾。ミラノのゲルフ派を中心とする反乱自体は市街戦の後に失敗し、首謀者のデッラ・ト

ツレ一党らは市外に逃亡したが、このミラノでの騒動をきっかけにして、ハインリヒの築いた体制に対する反乱は、クレモナ、クレーマ、ローデイ、アステイ、プレシア、パルマ、レッジオ、マントヴァなど北イタリアの諸都市に広がった。しかし、こうした反抗に対するハインリヒの対応は当初、宥和的なものであった。⁽⁴⁶⁾ ミラノに関して言えば、彼は、デッラ・トツレ派と対立関係にあったヴィスコンティ家をミラノから一旦追放して、党派対立に中立的にのぞむという彼のイタリア支配の態度を再度明確にした後、反乱者たちに対しては和解を試みたのである。彼は、サヴォイ伯、リュティッヒ司教といった腹心にロンバルディア諸都市のゲルフの指導者たちをも加えた委員会を編成して、彼らに和解案を作成させた。⁽⁴⁷⁾ それによれば、デッラ・トツレら反乱者たちが国王の前に出頭して嘆願するならば彼らの身の安全を保障しその不動産を返還すること、その後彼らはしばらくの間（ヴィスコンティ家がミラノを離れるのと同様に）ミラノ以外のしかるべき地点に居住すること、彼らから略奪された財産についても国王軍によつて奪われたもの以外は復旧すること、委員会を構成する五人のゲルフ派指導者たちは反乱者たちが和解に応じるよう説得に努め、それが成功しない場合は国王やその代官の命に従い反乱者たちを追求すると約束すること（この約束に違反した場合彼ら自身がライヒと王への反逆者 *proflitor* として扱われる）、などが提案されている。反乱者との交渉の余地を認める姿勢は、以後の諸事例においても繰り返し現れるのであり、ハインリヒの慎重かつ現実的な態度を示すものと言える。ハインリヒのこうした妥協的態度は、当面の政治情勢に対しては有効に働き、後述するクレモナ、プレシアなどを除いて、反乱の激化と拡大を当面は押しとどめることになった。

しかし、デッラ・トツレ一派とクレモナなど一部の都市はこの和解案に応じなかったために、彼らに対するハインリヒの姿勢は次第に強硬なものへと転じていく。⁽⁴⁸⁾ 同年三月五日には、一般的に王と王の *maiestas* と帝国の *honor* に対して攻撃を加えた者を、王とその *maiestas* に対する反逆者 *rebeldes* として、彼らから王とその前任者が与えたすべての名誉、

特権、レガリア、封を剥奪することが述べられた後、特にクレモナとクレレーマの両市およびそれらの個々の市民から特権などを剥奪する判決が出された⁽⁴⁹⁾。四月、ミラノを発した国王軍は、クレレーマの帰順を受けた後、今やロンバルディアにおける反乱の中心地となっていたクレモナへ進軍し、四月二六日には降伏したクレモナへ入城した。このとき反乱の首謀者たちは既にクレモナから逃亡していたが、クレモナ市と残った市民に対して科された制裁は、苛酷なものであった。五月一〇日に下された判決は、デッラ・トッレ一党とともに、反乱を起こして逃亡したクレモナの有力市民たち七一名を断罪した⁽⁵⁰⁾。彼らとその相続人からは、すべての特権が剥奪され、ライヒの敵にして反逆者として扱われて、全財産が没収され、国王とライヒによる保護が否定されて彼らに対する攻撃も非難を受けないこととされ、他の人間が彼らに援助を与えることも禁止されて、彼らの身柄が国王とその役人の手に落ちた場合には極刑が予告された⁽⁵¹⁾。これらすべてでは、欠席者に対する *sententia capitalis* を禁じる法にもかかわらず、ハインリヒの権力の全能性を理由に遵守が命じられ⁽⁵²⁾、またデッラ・トッレ一党も同様の断罪に服すべきものとされた⁽⁵³⁾。

判決の冒頭では、クレモナ市民らの罪状が列挙されるが、彼らの行為が反乱であり大逆罪を犯したことになる、という一般的な評価に続いて、具体的罪状としては、分離と争乱を引きおこしたこと、クレモナの *populus* を王の *maiestas* を代表する代官に対する反乱へと誘導したこと、王の代官を市外に追放したこと、自らも誓約した平和の破壊者であること、国王の判決と彼ら自身の意志にもとづいて市内に帰還させられた市民たちを追放したこと、ロンバルディアにおける体制構築を破壊したこと、デッラ・トッレら反乱者たちを受け入れ彼らとともに王の *maiestas* を侵害したこと、クレモナ市の防備を固め市へ通じる街道や橋をふさいで国王とその軍の到来を妨げたこと、他の都市を平和破壊と反乱へと誘導したこと、などがあげられている⁽⁵⁴⁾。つまり、一般的に大逆罪を犯したという把握がされているものの、その具体的な内実は、国王がイタリア入りして以来の統治活動の否定、とりわけハインリヒが再建し確立しようとした平和の否

定としてとらえられているわけである。特に、市民たちが自らの誓約に違反したことや、自らも望んだ追放市民の帰還を反古にしたことなどがあげられている点⁽⁵⁵⁾は、ハインリヒの大逆罪理解を考へる上で重要であると思われる。このように、ハインリヒがここで持ち出した大逆罪というローマ法上の道具立ては、党派対立の調停により平和を確立するという彼の統治活動と結びつけられているのである。

ハインリヒは、クレモナを屈服させた後、更にロンバルディアにおける反乱の拠点として残ったブレシアへ向けて軍を進め、一三二一年五月から同年九月までの長期の包囲戦に入る⁽⁵⁶⁾。ハインリヒは、反乱の首謀者であったテオバルド・ブルサーティ Theobaldo Brusati を戦闘中に捕虜とし、死刑と財産没収の判決を下した上で、残虐な公開処刑を行った。大逆罪に対する制裁として、ハインリヒ治世下ではじめて、死刑が実際に執行までされたことは重要である⁽⁵⁷⁾。同時に判決による大逆罪の描写はやはり示唆的である。六月二〇日の判決では、一般的に国王の *maestas* に対する罪を犯したとされるテオバルドの具体的な犯罪行為としては、テオバルドが国王に忠誠を誓い国王のおかげでブレシア市に復帰し、それまで対立していた他の市民たちと和解して自身も平和の遵守を誓ったという経緯が説明された後、忠誠宣誓とこうした平和に反して、他の市民たちを逆に追放したり殺したりしたこと⁽⁵⁸⁾、更に国王が和解のために使者を送ったにもかかわらずテオバルドが態度を変えなかったために国王が軍をブレシアまで進めたことが、反乱者たちを受け入れたこと、ブレシアで国王軍と直接戦ったこと、他の都市の反乱をそそのかしたことと並んであげられている。その上で、テオバルドの行為は大逆を犯したことになる、大逆に関するユリウス法、殺人に関するコルネリウス法およびその他の多くの法に触れるものとされ、それらに基づいて被告の行為が死に値するものとされている⁽⁵⁹⁾。このうち、国王の使者を無視したことは、国王側の平和的姿勢を強調するものでもあるが、手続的には、召喚に代わるものとして言及されていると考えられる。それに続く攻囲自体も訴訟手続の性格を帯びたものとしてとらえられ、従って特に先行する召喚や法廷開催

がなされることなく、有罪判決が宣告されたのである。⁽⁶⁰⁾ ここでも注目されるのは、ハインリヒが回復し樹立した平和の侵害が大逆行為としてとらえられていること、およびテオバルドが自身の行った誓約や約束に背いたことが処罰の一つの根拠とされていることである。

この後ハインリヒは、同年一〇月には、降伏したブレシア市と市民らに対しても、有罪判決を下した。⁽⁶¹⁾ そこでは、死刑や身体刑は免除され財産没収もなされなかったが、市壁と防備施設の破壊が命じられ、市と市民がこれまで得ていた特権が剥奪され、多額の罰金が科された。⁽⁶²⁾ そしてここでも、判決は、ハインリヒがイタリア入りして以来、平和確立に努め調停などを行ってきたこと、追放されていたブレシア市民もいったんは王に忠誠を誓い、王の仲介で敵対していた市民たちと和解して市内に戻ったこと、にもかかわらず彼らが自身の誓約を破って国王とライヒに対して反乱し、他の市民たちを追放、殺害、監禁するなどしたこと、を詳細に述べている。また王が、和解のために使者を送ったにもかかわらず、それを無視したことも言及されている。⁽⁶³⁾ このような罪状のとらえ方は、前述のテオバルド・ブルサーティの場合と重なることが多い。

さて、このようなロンバルディア各地における反乱を支援したのは、イタリアにおけるゲルフ派の中心であったフィレンツェであった。フィレンツェの態度は、一三二一年四月ごろ以後には、ハインリヒをもはや「ローマ王」ないし「皇帝」とは呼ばず、「ドイツ王」、「ドイツ人の皇帝」と呼んでハインリヒのイタリア支配の正当性を正面から否定するほどにエスカレートし、⁽⁶⁴⁾ 更にはハインリヒを「追放処分」とするまでに至っていたが、⁽⁶⁵⁾ ハインリヒはこれに対しても訴訟⁽⁶⁶⁾ 手続を進め、一三二一年一月にフィレンツェ市と市民を大逆罪のかどで召喚した。⁽⁶⁷⁾ 手続を示す史料は、⁽⁶⁸⁾ 糺問 *inquisitio* と召喚 *citatio* の二つの部分に分かれているが、*inquisitio* の部分では、フィレンツェ市民たちが王の *maestas* と聖なるローマ帝国に反し、王の *maestas* を毀損していることがまず述べられ、次いで被告の具体的な罪状として、アレツツォへの

攻撃を停止させるためにハインリヒが使節を送ったにもかかわらずフィレンツェがその命令に従わなかったこと、王と聖なるローマ帝国に対する裏切り者、反逆者にして、被追放者であるグイド・デッラ・トツレをそうと知りながら王の命令に反して受け入れたこと、反乱したクレモナ市からの求めに応じて市民をボデスタとして送ったこと、が一気に列挙される。⁽⁶⁸⁾更に続けて、ハインリヒが平和をもたすために改めて使節を派遣したのになんとして、それに従うどころか逆に使節一行を攻撃したこと、王の *traustas* と聖なるローマ帝国の敵であるブレシア市民を援助したこと、ハインリヒをローマ王と呼ばずドイツ王とみなしたこと、ハインリヒがローマへ派遣したサヴォイ伯ルートヴィヒの通過を妨げたこと、王の *maiestas* の *honor* と *status* に敵対する同盟などを結び、大逆罪を犯したこと、が並べられ、⁽⁶⁹⁾そしてこれらの罪状について王が真実を調査すべく決意したことが述べられる。⁽⁷⁰⁾続いて *capitolo* の部分では、ハインリヒから委任を受けた二人の裁判官がフィレンツェの *comune* と市民たちの召喚を試みたが、危険のため通常の方法によらず、フィレンツェ近郊の都市 *Lanue* の広場で罪状が読み上げられ召喚がなされ、一五日以内に出頭するよう命じられたことが、述べられている。⁽⁷¹⁾

しかし、フィレンツェは召喚をまったく無視したため、同年一月二十四日には、有罪判決が下された。⁽⁷²⁾ 判決は冒頭で、平和確立が支配者の使命であることを力説した後、召喚の際と同様の罪状を列挙し、フィレンツェが召喚を無視して出頭しなかったことを確認した上で、有罪を宣告した。制裁としては、フィレンツェ市と市民たちのすべての支配権、地位、裁治権の剥奪、フィレンツェ市の有する城塞、都市、村落、全財産の没収、ハインリヒの前任者たちから与えられた封、特権などの没収、罰金の賦課、市の役職者たちの名誉剥奪と永久追放、一般市民たちの追放（ただし既にフィレンツェ市から追放されている市民は例外とする）、市と市民に対する債務支払いの禁止、などが科された。ただし、一般市民たちの追放の結果として、彼らの受け入れや彼らへの援助が禁止されるのは、判決後一か月を経過した後のこと

とされ、また役職者たちが不名誉に陥るのにも二〇日間の猶予が与えられ、それまでに王の面前に出頭するチャンスが与えられた。

この訴訟では、フィレンツェ市自体とその市民たちが区別され、市自体が大逆罪の犯行主体となりうる事が承認されている。⁽⁷³⁾この訴訟における大逆罪理解は、先行するケースほど直接的にハインリヒの平和回復活動と結び付けられているわけではないものの、やはりそれとの関連を持つて考えられている。ハインリヒが最初フィレンツェとアレツツォの戦争を停止させるため使節を派遣したことは、まさしくイタリアにおける平和回復のための措置であり、それを無視することはハインリヒの平和活動の直接的否定を意味する。グイド・デッラ・トッレの受け入れ、クレモナやブレシアへの支援は、ハインリヒのめざした平和を破壊する勢力への補助行為であり、平和回復活動の間接的な否定と評価できる。より漠然とした反ハインリヒの同盟結成も、より間接的な攻撃と見なすことができよう。つまり、フィレンツェの行動は、それまでの訴訟のようにハインリヒの平和を直接侵害するタイプから出発して、より間接的な侵害へと広がるものとしてとらえられるのである。更に、この訴訟には手続面で、注目すべき点がある。訴訟は糺問 *inquisitio* の形式で開始され進められたばかりでなく、被告の召喚も召喚状の直接送達でなく、近隣の都市での公告という方法でなされた。こうした手続は、後述のナポリ王に対する訴訟と共通するものである。

更にハインリヒは、フィレンツェに対する判決直後の一三二一年二月二十九日、フィレンツェ以外のルッカ、シエナ、パルマ、レッジオの各都市およびレッジオにおける反乱の首謀者であったギベルト・ダ・コレツジオ *Ghiberto da Correggio* らに対する訴追を開始した。⁽⁷⁴⁾ハインリヒは、亡命フィレンツェ市民にしてローマ法学者であったパルミエリ・デッリ・アルトヴィティ *Palmieri degli Altoviti* らにこれらの都市とその市民、彼の封臣ギベルトとその他二名の行った犯行の糺問 *inquisitio* を任せているが、そこでの手続は略式でよいこととされた。⁽⁷⁵⁾そして *inquisitio* を経て召喚がなされ

たが、被告は出頭せず、やはり被告欠席のまま一三二二年四月に有罪判決が下される⁽⁷⁶⁾。判決はまず冒頭で、ハインリヒと平和の結びつきに改めて言及する。ドイツを平静にした後、ハインリヒはイタリアへ入るが、それまでのイタリアにおける不和と混乱が改めて述べられ、ハインリヒがまずロンバルディアで平和を回復し被追放者を都市に復帰させ市民たちを和解させたこと、更に同じように混乱していたトスカーナへハインリヒが平和をもたらすために進んだことが語られる⁽⁷⁷⁾。しかしこれに対して、フイレンツェ、ルツカ、シエナ市とその市民たちがハインリヒとローマ帝国に敵対する同盟などを結び、更にハインリヒから封を受領しているギベルトをはじめとする者たちを買収し、彼らを通じてロンバルディアのパルマとレッジオをも背かせ、それらとの間にも同盟などを結んだ。ギベルトは更に帝国に属する城塞を奪い、その代官を放逐するなどした⁽⁷⁸⁾。被告に対しては、上述のような *invisum* と召喚が行われたが被告はまったく出頭せず、やはり被告の応訴がないまま有罪判決が下される⁽⁷⁹⁾。制裁としては、諸都市とその市民に対する刑罰はフイレンツェに対するものとはほぼ同様であったが、罰金の額はやや軽い。諸都市の役職にあった市民の追放や役職者の権限剥奪、その他の有力市民たちの追放、そうした追放者に助力することの禁止などが定められた点もフイレンツェに対する判決と同様であるが、今回の判決では助力禁止の違反者に対しては都市、城、貴族などカテゴリーによって額が異なる罰金が科された⁽⁸⁰⁾。ギベルトに関しては、彼が国王とライヒに対して封臣義務違反（フェロニー）、大逆罪、反逆を犯したとされ、彼の行動が封臣宣誓に反したものとされて、国王から彼に与えられていた封が没収された。そして更にギベルトらが反乱者にして大逆罪の犯人であることが宣言されて、彼らに対して、追放、財産没収、特権などの剥奪、不名誉が、刑として科され、彼らの身柄が帝国の手に落ちた場合には絞首刑に処せられることとされた⁽⁸¹⁾。ギベルトについて、確かにレーン制上の義務違反と大逆罪が区別されてそれぞれ異なる制裁が科されているといえるが、このようにレーン制上の制裁と大逆罪が並んで科されているということは、両者の密接な関係を物語るものとも言えよう⁽⁸²⁾。

この他判決で注目されるのは、判決の全体について執行までに都市によって異なる猶予期間を設けて、その期間内に国王に服従すれば判決を解除する、と定めている点である。⁽⁸³⁾ フィレンツェに対する判決の一部についてもこうした猶予が設けられていたが、ここでは判決全体について猶予が与えられている。判決の後でも、なお国王との和解の余地が残されているのであり、その意味では判決は交渉過程の中の一こまであり、国王から見て有罪判決は最終的に自発的服従を確保するための手段なのである。そして、実際、パルマに関しては同市が王に忠誠を誓ったことにより、判決は撤回されたのである。また、フィレンツェに対する先の判決は維持されることとされているが、国王によるその変更や修正は可能であるという留保が付されている⁽⁸⁴⁾。他の都市についての条項とあわせて読めば、これはフィレンツェとの間でも交渉の余地を残したものと解釈することができるであろう。

この他、フィレンツェ市と市民たちに対しては、ナポリ王への訴追が開始された後の、一三二二年一二月にも、改めて大逆罪のことで召喚がなされている⁽⁸⁵⁾。また、それとは別に、ピストイア、ヴォルテッラなどフィレンツェ陣営のトスカーナ諸都市やそれらの都市の多くの市民たちに対しても、一三二三年二月二三日に大逆罪として有罪判決が下されている⁽⁸⁶⁾。

その他、ハインリヒ治世から知られる大逆罪訴訟としては、後述のメランキウス Melancius の鑑定とも関連するポロニーヤに対する訴訟があり、一三二三年五月八日にポロニーヤの広場で五〇〇人以上の市民の召喚がなされているが、召喚の証書などは伝わらない。⁽⁸⁷⁾ 最後に、パドゥア市と市民に大逆罪のことで有罪判決を下した一三二三年五月一六日の判決が知られている⁽⁸⁸⁾。判決は、やはり冒頭にハインリヒのイタリアでの平和活動を述べた後、パドゥアの罪状を並べ、それらに関する *inquisitio* がなされ召喚が行われたことを確認した上で、支配権、諸特権の剥奪、城壁の破壊、罰金、特に名を挙げられた市民たちの追放などの制裁を科している。これまでの我々の行論との関係で注目されるのは、パドゥ

アが先にハインリヒへの忠誠を誓約していたにもかかわらず非行を行ったとされ、彼らの行為がフェロニーにして大逆罪にも該当すると見なされていることである。⁽⁸⁹⁾ 先行する大逆罪訴訟と共通する把握が確認できると言えよう。

以上、ハインリヒが進めた大逆罪訴訟を順に検討してきた。ハインリヒはローマ法上の大逆罪という学識法的手段を自らへの反抗に対して積極的に用いており、それは欠席裁判手続 *Inquisitio*、略式手続といった訴追側に有利な手続的特徴を次第に明瞭にしていった。もつとも、こうした大逆罪訴訟の開始について、ハインリヒは概して慎重な態度を示していたと思われるし、手続が進められて有罪判決が下された場合でも、その執行までになお猶予期間を設けて和解の可能性を残すこともあった。ハインリヒは大逆罪訴訟という法的に鋭利な武器を慎重に取り扱ったと思われる。ハインリヒ宮廷の理解において、大逆罪は具体的にはハインリヒのイタリアでの平和回復活動とその成果を侵害することを中心にとらえられていた。その際、被告が以前にした個別的な誓約や約束を破ったことが、大逆罪の犯行としてしばしば言及された。ハインリヒの平和回復活動が、諸党派の個別的な同意、合意、誓約に多くを負う性格を持っていたことを考えれば、そうした言及が現れるのは不思議ではないと言えよう。そして大逆罪と封臣義務違反が結びついた形でとらえられていたことも、以上のような大逆罪像からすると十分理解できるのである。

三、ナポリ王ロベルトに対する訴訟

前章で、我々はナポリ王への訴追に先行する大逆罪訴訟を時間を追って検討してきたが、これをふまえて問題のナポリ王の事件を見るとどのような点が見えてくるであろうか。

まず、これまで見た大逆罪訴訟の多くとナポリ王訴追の間にハインリヒの皇帝戴冠が介在していることが問題となる。

戴冠自体は論文の最初で触れたように、反対派の抵抗の中変則的な形で行われたが、これによってハインリヒの態度に何らかの変化が起きたであろうか。

確かに、一三二二年六月二九日の戴冠直後に出された、皇帝戴冠を知らせる回状⁽⁹⁰⁾は、ハインリヒ側の高揚した皇帝理念をうかがわせるところがある。戴冠を終えて初めて *imperator Romanorum* のタイトルを用いたハインリヒは、回状冒頭で、天上の軍列が一人の神のもとに戦うように、王国と地方を異にするすべての人々も一人の君主に服するべきであると述べる⁽⁹¹⁾。このような表現に対しては、フランス王フィリップ四世がただちに反発し、フランス王国はフランス王以外の世俗上位者を認めないと抗議している⁽⁹²⁾。しかし、皇帝のタイトルを用いなくても、ハインリヒは、ドイツ側の伝統にしたがって、皇帝戴冠前の支配をも皇帝的に理解しており、回状に見られた理念的言明が大逆罪訴訟において変化をもたらしただろうかは、検討を要する問題である。

政治的方針に関して言えば、ハインリヒは、従来、教皇庁の意向にも沿って、イタリヤの教皇派の保護者的位置にあったナポリ王との協調を図り、両王家の間の縁組みを含む同盟締結を模索していた⁽⁹⁴⁾が、ローマでの戦闘と皇帝戴冠以後、ナポリ王との対決姿勢を強めていく。ナポリ王とは仇敵の關係にあったシチリア王フリードリヒへの接近は、このような姿勢の産物である。一三二二年七月ごろと思われる、シチリア王フリードリヒとの婚姻同盟交渉の際の文書では、ハインリヒは、ナポリ王がローマでの皇帝戴冠を妨害したこと、帝国の都市、城塞、領域に侵入しそれらを占拠したこと、反乱者たちと同盟などを結んだこと、を大逆罪にあたる⁽⁹⁶⁾と見なし、ロベルトがこれらの事実自体により大逆罪に陥ったことを、宮廷の慣習に従って宣言するつもりである、と述べている。この文書からは、ハインリヒがこの時点では、ナポリ王の召喚という手続を踏もうとは考えていなかったことがうかがわれ、ローマでの戦闘の記憶も生々しい中、妥協の余地のない態度を固めたかのように見える。また、フィレンツェ、ルッカ、シエナについても同様に大逆罪にあたる

ものとみなしているが、その際これら都市が帝国から恩恵を得ていたにもかかわらず反逆した、というところえ方がなされて⁽⁹⁷⁾いる。

こうしたハインリヒ側のナポリ王に対する強硬な姿勢に対しては、しかしアヴィニヨンの教皇が介入する。教皇は、ハインリヒとロベルト両者に対して一年間の休戦を命令したのである。⁽⁹⁸⁾この休戦命令に対してハインリヒはただちに異議を提起している。⁽⁹⁹⁾一三二二年八月一日の第一の異議では、ハインリヒはロベルトの罪状を列挙した上で、それに対して自分は戦争をしかけたわけでないし、今も戦争状態にはないと論じている。⁽¹⁰⁰⁾ハインリヒからはまだ使者を送るなどとどまっている、というのである。また八月六日の第二の異議では、まだ戦争が始まっているわけではないという主張が繰り返されるとともに、およそ世俗君主はその封臣と封に対して裁判権を有すると主張されており、その一方で、ローマ王・皇帝の教皇に対する誓約は封臣の誓約ではないと論じられている。⁽¹⁰¹⁾教皇がこのように皇帝に対して休戦を命じうるかどうかは、後で見るようにナポリ王訴訟への反響の中で重要な論点となった問題である。これらの異議においてハインリヒは、教皇の休戦命令に反駁しているが、皇帝が他の君主に優越する地位にあるという主張を展開しているわけでもないければ、教皇の命令権そのものを正面から否定しようと努めているわけではないことは、注目されてよい。教皇との対立は、二つの普遍的超越的審級相互の衝突としてとらえられているわけではないのである。また第二の異議において、ハインリヒとナポリ王の関係を主君と封臣としてとらえる見方が示されたことは、皇帝側の基本姿勢の表明として注目される。ナポリ王は、その王国を教皇から封として受領しておりこの点では教皇の封臣であったが、他方で現在のフランス南部のプロヴァンス伯領などは帝国の封として受領して支配しており、この点では皇帝の封臣であった。⁽¹⁰²⁾もつとも、ハインリヒが臣従礼の遂行を要求してきたのに対して、ロベルトは実行を引き延ばしており、一三二二年一月には教皇が仲介に入って、問題の解決を模索していたところであった。⁽¹⁰³⁾前述のシチリア王との同盟交渉の文書では、ハ

インリヒとナポリ王の関係は、ハインリヒとトスカーナ諸都市に比しうるような規定を与えられていなかったが、ここに至って主君と封臣という把握が姿を見せたのである。

このように異議を提起したものの、ハインリヒは結果としては、教皇の休戦命令を破ることはせず、ナポリ王に対する軍事的攻撃を行わなかった。しかも、大逆罪に關しても、皇帝側はこの間に姿勢を転換して、召喚などの手続を採ろうと考えるようになったと思われる。更に注意すべきことに、ハインリヒ側はナポリ王の訴追を進めるにあたって、帝國に空間的限界が存在することを意識し、帝國の境界を織り込んで行動していたと思われる。⁽¹⁰⁴⁾ハインリヒの側近にあって彼の行動を記録したニコラウス・フォン・リニー *Nikolaus von Ligny* によれば、ハインリヒに対してその宮廷裁判官たちは、ローマではなく帝國の領内でナポリ王訴追の手続を開始するよう、助言したとされる。⁽¹⁰⁵⁾この点に關しては、このときの宮廷裁判官の一人、ポローニヤのメランキウス *Melancius von Bologna* が、ポローニヤを初めとするローマニヤの諸都市に対する訴追に關して出した鑑定意見も参考になる。⁽¹⁰⁶⁾ローマニヤはルードルフ・フォン・ハープスブルクの時代に最終的に教皇権に対して割讓され、ハインリヒを含めて以後の国王たちも教皇権の支配を承認していた。既にナポリ王ロベルトに対する訴追と判決がなされた後のものと思われるこの鑑定で、メランキウスは訴追を可能と見るのであるが、その際、ポローニヤ市が、皇帝の *maiestas* に服する領域に、資金や兵力を送って反乱を支援したと述べている。⁽¹⁰⁷⁾ポローニヤのかかる行為に対する訴追を根柢づける法的論理がはなはだ問題のあるものであったことはともかく、行為自体は帝國の外から帝國內の反乱を助長するものであったことがはっきり意識されているのである。この帝國の境界という問題も、後で述べるナポリ王訴訟をめぐる議論の中心的な論点の一つであったが、皇帝側は決してキリスト教世界全体に及ぶ支配行使を主張していたわけではなく、帝國に空間的限界が存在することを承認した上で行動していたのである。

このような考慮を背景に、ハインリヒは帝国の境界内であるトスカーナ地方まで戻った上で、論文冒頭で述べたように、一三二二年九月一二日にアレツツオにおいてナポリ王の召喚を行った⁽¹⁰⁹⁾。召喚は、三度の召喚と不出頭確認という手順を一括する形でなされ、ナポリ王のさまざまな犯罪行為がユリウス法の大逆罪にあたるものとされ、三か月のうちに自身皇帝の面前に出頭して、皇帝が行う糾問 *inquisitio* から自己を防御し弁護するよう命じられている。またロベルトの犯罪行為は公知 *notorius* であるともされている⁽¹¹⁰⁾。訴訟は先行する大逆罪訴訟と同様 *inquisitio* によって提起されたことになる。ナポリ王の非行としては、ロンバルディアやトスカナで皇帝に反抗した皇帝の臣下に対して援助を与えたこと、ロンバルディアやトスカナの反乱者たちと同盟などを結んだこと、ローマにおいて皇帝軍と戦い皇帝戴冠を武力で妨害したこと、ロンバルディアにおいて皇帝と帝国に属する所領や権利を奪い皇帝が任命した代官を追放したこと、があげられている⁽¹¹¹⁾。また、史料の末尾では、遠距離であることや使者の身の危険のために召喚状の被告への送達が出来なかったことも述べられている⁽¹¹²⁾。この点は先述のフィレンツェ市に対する訴訟と同様で、そのために皇帝は、アレツツオの司教宮殿の正面玄関に召喚を公示するという手段をとったのであった。この召喚状においては、ナポリ王ロベルトが、帝国の境界の外で王国を支配する身であることについて、明示的な配慮は見られないが、ロベルトを皇帝の下位者ないし臣下として扱っているわけでもない。しかし、ロベルトの行為は全体としてハインリヒの支配に対する直接間接の攻撃としてとらえられ、これまでの大逆罪訴訟で保護の対象となってきたような支配体制への結び付けが図られていると言える。例えば、ロンバルディアやトスカナの反乱者たちは、本来皇帝への服従義務を負っていること、彼らは法的には皇帝の臣下であること、が言及される⁽¹¹³⁾。また、ロベルトが占拠したアステイなどロンバルディアの都市・城塞はハインリヒの置いた代官による支配を認め、忠誠を誓っていたということが言及される⁽¹¹⁴⁾。一方、こうした結び付けから遠いローマでの戦闘については、それがロンバルディア、トスカナの反乱者たちともになされたものであることが明記さ

れるとともに、ロベルトが皇帝戴冠に助力するためにグラヴィーナ伯をローマへ送る旨をハインリヒに対して表明しておきながら、逆に戴冠を阻止しようとしたというところえ方がなされる。⁽¹¹⁵⁾

以上のように召喚がなされたわけであるが、ナポリ王は、一三二一年のフイレンツェの場合と同様、召喚を無視した。しかし、これに対する皇帝側の動きは慎重なものであったと言える。召喚では猶予期間は三か月とされていたが、三か月が過ぎた後も皇帝はすぐには次の行動に移らなかつた。その後まず、一三二三年一月二日に、アレツツォの司教宮殿にかかげられていた召喚状を、公式に撤去するという行為が行われた。更に二月一二日にはナポリ王に対する中間判決が下された。⁽¹¹⁷⁾このように中間判決を入れるのは、それまでハインリヒが進めた大逆罪訴訟ではなかつたことであり、このことから皇帝側のこれまで以上に慎重な態度がうかがえる。

中間判決では、ローマでの戦鬪やロンバルディア・トスカナでの反乱支援など、ナポリ王の罪状が改めて列挙され、召喚にもかかわらずロベルトが出頭しないことが指摘されて、彼を帝国の敵として手続を進めるといふ判決が下されている。手続的には、皇帝は法に拘束される存在ではないので本来調査なしにロベルトに対して手続を進めることもできたが、皇帝の慈悲により調査と召喚がなされた、⁽¹¹⁸⁾という言明がなされている点が目される。inquisitio⁽¹¹⁸⁾でさえ本来は必要でないという理解で、訴訟手続はより一層略式化されてとらえられている。更に注目すべきことに、この中間判決では、召喚の際には言及されていなかった皇帝とナポリ王との間のレーン関係が登場している。すなわち、ナポリ王が、自分は帝国から得ている封と honor のゆえに義務を負っており、皇帝戴冠などの際には義務にふさわしい服従と honor を示すと書簡でたびたび書いてきたにもかかわらず、反乱者たちと同盟を結び皇帝戴冠を妨害した、とされているのである。⁽¹¹⁹⁾ナポリ王が表面上友好的な態度をとりながら、実際にはそれに反してハインリヒに抵抗したという把握は既に召喚の際に示されていたが、ここでは後の最終的有罪判決で前面に出ることになるレーン関係がナポリ王自らも認めたと

ころとして登場する。このことは皇帝が最終的な断罪を視野に入れ始めたことを示すものかもしれないが、他面で、召喚の段階では事態はまだそこまで進んではおらず、なお皇帝と国王との間で和解の交渉の余地があったのではないかとともに考えさせるものである。しかし、ナポリ王の側が交渉に入ってくることはなく、結局皇帝は終局判決へと進むことになる。

更に皇帝は、最終判決に先立ち、一三一三年四月二日、滞在していたピサにおいて、二つの皇帝立法を制定し、法的な基礎固めを行った。⁽¹²⁰⁾これらの立法は、皇帝の命によりローマ法大全に付加されて流布・教授・研究されたものであり、後にはバルトルスによる注釈の対象となる。第一の立法は大逆罪訴訟の手續を規定したものであるが、冒頭で、ローマ帝国に対するすべての忠誠の絆を破壊することによって、人間の命令のみならず神の指図をも損なうような非行を抑圧することが目的としてあげられる。ローマ帝国の静穩のうちに全世界の秩序 *regulatio* が休らうものとされ、また神の指図によればすべての人はローマ皇帝に従うよう命じられていとされる。⁽¹²¹⁾ハインリヒが進めた訴訟で大逆罪がしばしば具体的な忠誠誓約への違反として捉えられていたことを考えれば、この立法において忠誠の絆が登場するのは理解できることである。一方、神が全人類に皇帝への服従を命じるといふ理解⁽¹²²⁾や全世界の秩序とローマ帝国の静穩を関係づける把握は、皇帝権の世界支配主張のようにも見える。しかし、前者に関しては、それが特別な法的帰結をもたらしているわけではないし、後者に関しては、全世界とローマ帝国の間には空間的には区別があり、ただ帝国の平和が全世界の秩序を左右するという特別な重要性を持つ、というように解することもできる。この立法が、大逆罪の手續を定めるにあたって、すべての大逆罪、とりわけローマ皇帝・ローマ王に対するそれにおいて、という表現をしていることからもちこれらの解釈が支持されよう。⁽¹²³⁾他の君主などに対する大逆罪も考えられるが、とりわけ皇帝・ローマ王に対するそれが重大であると見なされているのである。このような認識を示した上で、立法は、大逆罪訴訟においては、被告欠席の場

合でも略式の手続で訴訟を進めることができ、⁽¹²⁴⁾ 召喚、審理、終局判決、執行が可能であった。我々は既にトスカーナの諸都市に対する訴訟でこうした手続がとられ、欠席にもかかわらず判決がなされるとされていたのを見た。^(124a) 立法は、こうした個別の先行事例を一般化し、⁽¹²⁵⁾ 同様の手順で進んでいたナポリ王訴訟の法的基礎を固めるものであった。この略式裁判の手法は当時の教会法から取り入れられたものであり、教会分野と皇帝支配の間の交流の一例である。

第二の立法は、近年ロンバルディアその他イタリア各地の臣下の間で、皇帝の判決による断罪がなされていない場合に、誰を帝国に対する不誠実者 *infidelis* にして反乱者 *rebellis* と呼ぶべきか疑問が生じているとして、不誠実者・反乱者の定義を行う。それによれば、公然または隠微に皇帝の *honor* に対して不誠実ないし反乱の行いをし、皇帝と帝国の繁栄に対して、皇帝と皇帝が委任した職務を行う官吏に対して反乱して何事かを企てた者はすべて皇帝と帝国に対する反乱者にして不誠実者であるとされた。⁽¹²⁶⁾ ここで、反乱 *rebellio* と不誠実 *infidelitas* が併置されていることは、既に見た先に行する大逆罪訴訟における大逆罪と封臣義務違反の密接な結びつきをふまえたものであるとともに、今後のナポリ王に対する終局判決をもにらんでそれを法的に根拠づけるものであったと言える。

このような措置を経た上で、ついに一三一三年四月二六日、ナポリ王に対する終局判決が下され、有罪が宣告される。⁽¹²⁷⁾ 判決は、冒頭で裁判官としての神について荘重に述べた後、まず王と称するロベルトが彼が保持しあるいは不法に占拠している帝国の封のゆえに服従の義務を負っているにもかかわらず、皇帝と帝国に反逆したことを指摘する。⁽¹²⁸⁾ ナポリ王とのレーン関係が、中間判決での文脈からも抜き出されて、最初に確認されていることは、終局判決における皇帝側の基本姿勢を示すものである。すなわち、皇帝側は、ナポリ王ロベルトを、王国の支配者ではなくプロヴァンス伯領などをレーンとして受領する封臣として位置づけた上で、彼の行為を断罪しようとしているのであり、ここに有罪判決の法的基礎が存する。こうした皇帝側の姿勢は、既に教皇の休戦命令への第二の異議で示されていた態度と一致するもので

あり、またハインリヒにより進められた他の大逆罪訴訟においてレーン制などの個別的忠誠関係への違背が大逆罪と結びつけられていたことを見てきた我々にとつては、特に奇異なものではなく、その延長上におさまるものである。判決は引き続き、ナポリ王が書簡で皇帝戴冠などを援助すると言明したことに反して、反乱者たちを支援し、帝国の臣下を反乱させ、皇帝に忠誠を誓った都市や城塞を占拠し皇帝が任命した官吏を追放したこと、ローマで皇帝戴冠を阻止しようとしたこと、を列挙する。⁽¹²⁹⁾そして、法に拘束されない皇帝が、特に恩恵として調査と召喚の手続をとつたにもかかわらず、ナポリ王が出頭せず、むしろその間皇帝の臣下を攻撃するなどして悪行を重ねたこと、が述べられる。⁽¹³⁰⁾ナポリ王は平和を得ることができたにもかかわらず戦乱を求め、彼の行為は皇帝と帝国を害するばかりでなく、帝国の状態に大いに依存している（カトリック）教会をも害するものであり、聖地の回復をも遅らせるものであると見なされる。⁽¹³¹⁾この部分では、帝国への反逆が、通常の君主への反逆とは異なる重大性を持つという意識が、キリスト教世界全体との関連で表明されている。しかし、こうした普遍的観念が、ナポリ王の処罰を根拠づけているわけではないのである。このようにナポリ王の非行と不服従を確認した後、判決は、各種の制裁を科す。⁽¹³²⁾ロベルトはすべての称号、支配、財産を没収され、追放とされる、その身柄が皇帝側の手に落ちた場合は斬首される。⁽¹³³⁾ロベルトに援助を与えることは、身分に对应して異なる罰金でもって禁止され、ロベルトに対する債務支払いも禁止される。ロベルトとの間のすべての協定などは無効とされる。ロベルトに仕える者たちには二か月の猶予期間のうちに奉仕から離れることが命じられる。これらの制裁も、先行する大逆罪訴訟において見られたものである。死刑という苛酷な刑罰も、前述のテオバルドラの例を考えれば、必ずしも奇異ではない。ロベルトは彼らと同様、個別的な忠誠関係に違反して反乱したものとして位置づけられているのである。

以上、ナポリ王に対するハインリヒの訴訟を詳しく見てきたが、確かにこの時期にハインリヒ側の皇帝理念の高揚を

うかがわせる文言が史料に現れるのは事実であり、また訴訟手続はますます略式化されて理解されてきている。しかしながら、帝国の境界を意識して訴訟を開始したことが示すように、ハインリヒとその側近たちは皇帝が全人類の君主であるという理念に無条件によりかかつて訴訟を進めたわけではなく、また実際に訴訟を進めるにあたっては慎重に手順を踏んでいった。そのような大逆罪訴訟の慎重な取り扱い方自体は、ナポリ王以前の訴訟で既に見られたところであり、我々はそこに連続するものを認めることができる。また、実体面においても、終局判決において処罰の基礎として前面に出てきたのは、皇帝とロベルトとの間のレーン関係であった。前章においてハインリヒが進めた他の大逆罪訴訟を検討し、そこで大逆罪が支配者との個別的関係に依拠して確立された平和への攻撃を中核とするものとしてとらえられていたことを見てきた我々の目からすれば、これは必ずしも突飛な構成ではなく、むしろ従前からハインリヒの宮廷が持っていた大逆罪理解を基礎にして組み立てられたものであったと見なされるのである。

四・訴訟の反響

ハインリヒが終局判決にまで進めたナポリ王に対する訴訟は、大きな反響を呼んだ。直接的な政治的反応としては、⁽¹³⁴⁾ 教皇が、フランス王の要請をも受けて、一三一三年六月二日に、ロベルトの王国への攻撃を禁止し、禁を破る者を破門でもって威嚇した。⁽¹³⁵⁾ これに対して、ハインリヒは、七月四日、異議を提起するとともに、教皇庁へ書簡を送り、自分の行動が教会に害を与えるものでないことを表明した。⁽¹³⁶⁾ 更にハインリヒは、結果的に最後になる使節団を教皇庁に派遣し教皇の説得を図ったが実を結ばず、⁽¹³⁷⁾ 教皇は九月六日に改めて、ロベルトの王国を攻撃する者たちを訴追した。⁽¹³⁸⁾ 教皇はロベルトが教会の封臣であり、その王国が教会の封であることを禁止の理由としているが、かかる教皇の態度は実質的

には世俗事項に關しても支配權を主張し、教皇を世俗君主の上位に位置する審級とするものと言えよう。⁽¹³⁹⁾ 皇帝ハインリヒ七世が死去したのは、このような政治的対立の最中のことであつた。

皇帝宮廷、教皇庁、各国宮廷の政治的・外交的活動は、同時に學識法的な論拠をもつて進められた。こうした現象は、もちろん皇帝側が訴訟という法的手段を採用したことに由来するものであるが、同時にこの時期のヨーロッパ政治の「法學化」を如実に示すものである。こうした中で、皇帝側、ナポリ王・教皇側それぞれから、多くの文書が残されている。⁽¹⁴⁰⁾ そのうち訴訟と同時期ないし訴訟の直後に成立したと思われる文書の中から我々のテーマに關係する内容を拾つてみよう。

皇帝の立場⁽¹⁴¹⁾を支持するものとしてあげられるのは、シチリア王フリードリヒの宮廷に由来すると思われる覚書である。⁽¹⁴²⁾ 法學者ヨハネス・デ・カルヴァルソー Johannes de Calvaruso によつて一三二二年夏頃にまとめられたものと推測されている。覚書は、教会の分野と世俗の分野を嚴然と區別して、教皇の休戰命令權を否定し、そうした權限は皇帝にのみ屬するものとする。皇帝が教皇に封臣誓約をなしたとする見解は否定される。皇帝が休戰命令に違反した場合に破門されるとすれば、ローマで行われたような大逆罪の犯行を処罰することもできなくなるという反論がなされる。⁽¹⁴³⁾ 更に、覚書は、皇帝がナポリ王を攻撃しうるのは、相手が大逆罪を犯しその財産が国庫に没収されるからであるばかりでなく、封臣義務違反（フェロニー）を犯したためでもあるとして⁽¹⁴⁴⁾いる。ただし、ここでは、フェロニーは大逆罪と融合しているのではなく、それに付加される形になつて⁽¹⁴⁵⁾いる。またこの論理からはその前提として、全世界は皇帝のものであるからロベルトの王国とシチリア島も帝國に由来するレーンであるという主張がなされることになる。このように、覚書は、皇帝を支持するものであるとはいへ、皇帝の世界支配の觀念を前面に押し出してその實際的帰結を導く点で、これまで見てきた皇帝宮廷の立場とはかなり異なる見解を示すものと言える。

上述の覚書が皇帝宮廷以上に皇帝的であつたとすれば、その対極に位置するのはナポリ王宮廷に由来する文書である。教皇による休戦命令、ロベルトに対する有罪判決、皇帝の死去、に時期的に対応して、三通の文書が伝わっている。⁽¹⁴⁶⁾ 第一の文書では、皇帝が教皇に対して封臣宣誓を行ったという理解に基づいて、教皇の封臣たる皇帝が教皇の封である王国を攻撃するのは封臣義務に反するという主張が展開される。皇帝とナポリ王の間のレーン關係については、ロベルトが使者を送つてハインリヒに封臣宣誓を行おうとしたにもかかわらずハインリヒがこれを拒否したのであり、それによつてハインリヒの方がその義務に違反したのであると述べられている。⁽¹⁴⁷⁾ ナポリ王側も本来レーン關係が存在することは承認するが、皇帝側の拒絶を持ち出してその無力化を図るわけである。完全な形では伝わらない第二の文書は、ナポリ王の行為が大逆罪に当たるといふ見解を論駁する。そもそも現存する帝国は古いローマ帝国とは異なるものであり、*Lex regia*によつてローマ皇帝に委ねられた支配権は、その後コンスタンティヌスの寄進によつて教皇に移つた。それゆゑ現在の皇帝に対する反抗は大逆罪を構成しない。文書は同時にやはりローマ法的な大逆罪理解とレーン制度の混合をも示している。つまり、封臣はまずその主君を殺害しないことを誓約するが、ナポリ王の行為は帝国の *honor* に対するものであつて君主の殺害を謀つたものでないから、誓約に抵触しないのである。^(147 a) 第三の文書は、反帝國的主張を極限まで突き詰める。⁽¹⁴⁸⁾ 帝国はそもそもそれ自体悪である。歴代の皇帝は悪行を重ね、自ら教皇の上位に立とうとしてきたが、これは到底認められるところではない。各国の国王はベーメン王を除いて皇帝から独立した地位を持つべきである。⁽¹⁴⁹⁾ 今やドイツ人がドイツ王を選挙すること自体が否定されるべきである。^(149 a) 最後の主張は、皇帝権とドイツの王位が不可分に結合していることを、それに敵対する側も認めておくことをうかがわせる点で興味深いが、全体として急進的な帝国否定論が展開されている。もつとも、同時代の議論全体の中では、こうした主張はラディカルな異説であつて、他の論者は皇帝権に批判的な場合でもここまではいかない場合がほとんどである。

これに対して教皇庁ないしその周辺からもいくつかの文書が伝わっている。そのうち二つは、おそらく皇帝がアヴィニオンに送った最後の使節団の到着を契機とするものであり、事前に教皇庁で作成された問い合わせに対する回答として法学者によって執筆されたものと考えられる。⁽¹⁵¹⁾ 第一の文書は、教会法・ローマ法を数多く論拠として引きながら、皇帝側の立場を否定していく。ハインリヒが教皇に対してした宣誓は封臣宣誓であると見なし、教皇権が皇帝権より上位にあるとしてその休戦命令をも肯定する。教皇は皇帝からロベルトの王国を攻撃しないという誓約を要求することもできるし、皇帝にローマ市滞在を禁止することもできる。教皇が反乱者の鎮圧に援助を与えなかったとする皇帝側の非難が論駁され、ナポリ王が自らの王国からトスカーナなどへ支援を与えたとしても、皇帝が王国を攻撃するのは不当であるとされる。ナポリ王の王位などを剽奪した皇帝の判決も効力を否定され、皇帝が教皇の命令に反して行動するならば教皇が威嚇として示した制裁を科すこともできる。我々が既に見たような皇帝側の訴追論理との関係では、文書は、ロベルトの帝国封臣としての側面と国王としての側面を区別する。王国についてはロベルトは皇帝の封臣ではないからこの面では両者の対立は主君と封臣の対立ではない。⁽¹⁵²⁾ 文書はまた、フェロニーと大逆罪を区別して理解する。皇帝がロベルトをフェロニーのかどで訴えるのであれば、帝国レーンが没収されるべきであり、しかもそれは封臣仲間の裁判によってなされるべきである。実際の訴訟はそうでなく大逆罪のかどで行われ honor や地位の剽奪がなされたのであるが、大逆罪が理由であれば教皇が国王の正規の裁判官であり、教皇のもとへの訴えがなされるべきである。⁽¹⁵³⁾ これに対して第二の文書は、主に聖書の箇所を引照しつつ、教皇に至高の地位を認め、皇帝もナポリ王とともに教皇の封臣であるとして、⁽¹⁵⁴⁾ 教皇の裁定権を主張する。

更に教皇庁の周辺からは、皇帝死後のものと思われる二つの文書が伝わっている。皇帝の死後も、皇帝が下した判決をどのように扱うべきか、教皇庁は態度決定を迫られていたのである。⁽¹⁵⁵⁾ そのうち一通は当時教皇庁にいた法学者オルド

ラドウス・デ・ポンテ Odradus de Ponte の鑑定意見であり、おそらく教皇庁からの諮問に答えたものである。⁽¹⁵⁷⁾ 鑑定は、冒頭に掲げられた七つの疑問に対して、教会法・ローマ法の典拠を引きつつ比較的簡潔に回答していく。最初の四つの疑問はロベルト召喚の手續に関するものであるが、被告の防御の権利は自然法上の権利とされ、法に拘束されない皇帝によつても尊重されねばならないとされる。我々のテーマとの関連で重要なのは、帝国の境界内部に居所を有しないナポリ王が、フェロニーを犯しうることは明かだが、果たして大逆罪を犯すことができるかを問う第六の問題⁽¹⁵⁸⁾に対する答えである。ここで、フェロニーと大逆罪が明確に区別される。帝国の外に居所を持つロベルトが皇帝に対して大逆罪を犯すことはできない。大逆罪とはより高次の権力を侵害することである。しかし皇帝の権力はロベルトのそれより高次とは言えない。たとえ両者の間にレーン関係が存在したとしてもそれは理由にならない。封は主君に封臣に対する *imperium* を与えるものではないからである。レーン関係は二者間の契約にすぎないのである。⁽¹⁵⁹⁾ 大逆罪と封臣義務違反は、先述の文書におけるように単に区別されるだけでなく、はっきり法的性質を異にする非行としてとらえられている。ハインリヒとその宮廷が両旨を連続的・融合的に理解しようとしたのに対して、それを否定する切斷の論理がここで最も明瞭にあらわれているのである。第二の文書はより長大であるが、多くの点でオールドラドウスの鑑定と意見を同じくしており、ロベルトと帝国の間のレーン関係は帝国の外にある王国まで及ぶものではなく、帝国の外に居所を持つロベルトが皇帝に対して大逆罪を犯すことはありえない、と論じている。⁽¹⁶⁰⁾

このような鑑定意見を背景に、教皇庁はハインリヒのナポリ王訴訟と判決の効力を公式に否定することになる。⁽¹⁶¹⁾ 教法 *Pastoralis cura* は、オールドラドウスの鑑定と先行する時期の法学的鑑定に主に依拠して、訴訟と判決を無効と宣言した。⁽¹⁶²⁾ ロベルトが皇帝からレーンを得ていたことは確かだが、ロベルトの居所は帝国の境界の外にあり、またロベルトは教皇の封臣でもある。それゆえ、ロベルトは皇帝によつて召喚されえない。加えて、ロベルトは自然法上認められた

防御の機会を奪われたのであり、このことも皇帝の判決を破棄する理由となる。更に別の教皇立法 *Siepe* は、略式手続で正規の手続のどの部分が省略でき、どの部分ができないかを、明らかにしたのであった。

おわりに

半世紀以上続いた皇帝不在の後、イタリアに現れたハインリヒ七世は、各地の党派対立から超然とした中立的な仲裁者として平和の回復に努め、それを通じて帝国のイタリア支配体制を再建しようと試みた。ただちに表面化した反抗に、ハインリヒは大逆罪というローマ法上の武器で対処したが、そこでの大逆罪理解は、ハインリヒの平和回復活動が個別的な同意と服従に依拠していたことをも反映して、レーン制をはじめとする個別的忠誠関係の侵害と密接に結びついたものであった。このような大逆罪理解にもとづき、また先行する大逆罪訴訟に見られた慎重な取扱いを踏襲しつつ、ナポリ王に対する訴訟は行われたのであった。それが、しばしば言われるように普遍的皇帝支配の主張にもとづくものではなく、皇帝とロベルトとの間のレーン関係を基礎とするものであったことを、我々はこれまでの検討から無理なく理解することができたと思われる。

元来、中世の皇帝権は高次の權威 *autoritas* であり、位 *Würde* ではあっても、他の国王に優位するような法的権限をほとんどもたらさないものであった。⁽¹⁶⁾ ハインリヒ七世以前の皇帝たちも、皇帝の地位が他の国王たちよりも高貴にして重要であるという観念を表明することはあっても、現実政治の場面で他の国王たちに対する命令権や裁判権を行使したり、あるいはそのような試みをすることはほとんどなかったと思われる。⁽¹⁶⁾ フリードリヒ一世ら前期シュタウファアの皇帝たちは、他の国王たちと対等な同盟関係を結ぶ政策を採っていた。後期シュタウファアのフリードリヒ二世も皇帝理

念の昂進を見せる一方で、他の国王たちとの関係では、世俗君主の間の連帯を重視していたようである。⁽¹⁶⁵⁾ハインリヒの行動も、そうした先行する皇帝たちの姿勢とその点では、共通するものであったと言える。もつとも、そうした皇帝権の *autortias* なり *Wurde* なりが、帝国の境界の内部でどのような意味を持ち得たのか、特に中世後期ドイツの支配者が皇帝であるということによって、ドイツの国制にいかなる特色が与えられることになったのか、という疑問は今後の課題として残されねばならない。

もちろん、ハインリヒのレーン制と融合した大逆罪理解は、対立する陣営の法学者たちから鋭い批判を受けた。しかし、ローマ法理解としての正しさはともかく、そのような大逆罪理解がハインリヒ自身の統治活動の性質に対応しており、その意味で現実的な基礎を有していたことも事実であると思われる。その意味で、ハインリヒの大逆罪理解とそれに基づく訴訟は、ローマ法から受け継がれた遺産が中世的変容を蒙りつつ機能していくことを示す一つの事例であったと言える。そして、こうしたハインリヒの活動の法的効果は、彼の早死によってただちに消え去ってしまったわけではなかった。ハインリヒが進めた訴訟によって有罪を宣告されたフィレンツェなどの諸都市は、⁽¹⁶⁶⁾有罪判決を無効にしてもらうため、数十年後になってもハインリヒの孫カール四世に、巨額の費用を支払ったのであった。

(一) 当時南イタリアの半島部を支配していたアンジュー家のロベルトは「シチリア王 *rex Sicilia*」のタイトルを用いていたが、シチリア島はアラゴン王家のフリードリヒの支配下にあり、こちらはシチリア島の古名に由来する「トリナクリア王 *rex Trinacie*」の称号を用いていた。本稿では、当時の実際の支配関係と現代の文献の慣行に従い、ロベルトを「ナポリ王」、フリードリヒを「シチリア王」と呼ぶことにする。

(二) ハインリヒ七世一般に関する文献としては、Friedrich SCHNEIDER, *Kaiser Heinrich VII. Heft 1-3, Greiz und Leipzig, 1924-1928*, (注を省略したヴァージョンとして)、F. SCHNEIDER, *Kaiser Heinrich VII. Dantes Kaiser, Stuttgart 1940 (ND Hildesheim 1973)*, 以

- トの両用は前記のものと同じく、Herbert GRUNDMANN, Wahlkönigtum, Territorialpolitik und Ostbewegung im 13. und 14. Jahrhundert (1198-1378), in: DERS (hg.), Gebhardt. Handbuch der deutschen Geschichte, Bd.1, Stuttgart 1970, S.505-517, Heinz THOMAS, Deutsche Geschichte des Spätmittelalters 1250-1500, Stuttgart u.a. 1983, S.131-152, Carl D. DIETMAR, Heinrich VII. Graf von Luxemburg, romischer König und Kaiser, in: Franz-Josef HEYEN (hg.), Balduin von Luxemburg, Mainz 1985, S.43-53, Hartmut BOOCKMANN, Heinrich VII. 1308-1313, in: Helmut BEUMANN (hg.), Kaisergestalten des Mittelalters, 3.Aufl., München 1991, S.240-256. Peter THORAU, Heinrich VII. (1308-1313), in: Bernd SCHNEIDMÜLLER und Stefan WEINFURTER (hg.) Die deutschen Herrscher des Mittelalters, Historische Portraits von Heinrich I. bis Maximilian I. (919-1519), München 2003, S.381-392.
- (3) Walter ULLMANN, The Development of the Medieval Idea of Sovereignty, in: English Historical Review 6 (1949), S.1-33, (Auch in: DERS., Law and Jurisdiction in the Middle Ages, London 1988), Walter ULLMANN, A History of Political Thought: The Middle Ages, 1965, S.195ff.
- (4) 以下の本文で言及する諸研究の他、Helmut QUARITSCH, Staat und Souveränität. Bd.1: Die Grundlagen, Frankfurt a.M. 1970, S.83ff. も参照。
- (5) Helmut G. WALTHER, Imperiales Königtum, Konziliarismus und Volkssouveränität. Studien zu den Grenzen des mittelalterlichen Souveränitätsgedankens, München 1976, S.218f.
- (6) H.G.WALTHER, a.a.O., S.213.
- (7) Kenneth PENNINGTON, The Prince and the Law, 1200-1600, Berkeley u.a. 1993, S.165-201. その邦文訳は、DERS., Henry VII and Robert of Naples, in: Jürgen MIETHKE (hg.), Das Publikum politischer Theorie im 14. Jahrhundert, München 1992, S.81-92.
- (8) K.PENNINGTON, The Prince, S.165f. 並びに Joseph CANNING, A history of Medieval Political Thought 300-1450, London 1996, S.165f. も参照。
- (9) H.GRUNDMANN, a.a.O., S.512, H.THOMAS, a.a.O., S.150, David ABULAFIA, The Western Mediterranean Kingdoms 1200-1500. The Struggle for Dominion, London/New York 1997, S.133-137, Samantha KELLY, The New Solomon. Robert of Naples (1309-1343) and Fourteenth-Century Kingship, Leiden/Boston 2003, S.194-204.
- (10) タンテの帝国論に関しては多くの先行研究があるが、本稿ではそれを取り扱うことはせず、ハインリヒの宮廷の立場を

解明するようを求めます。

- (11) F.SCHNEIDER, a.a.O.
- (12) H.BOOCKMANN, a.a.O., S.253ff. Thomas GROSS, Heinrich VII. und der Schweizer Raum, in: Friedrich Bernward FAHLBUSCH u. Peter JOHANEK (hg.), *Studia Luxemburgensia. Festschrift Heinz Stob zu 70. Geburtstag*, Warendorf 1989, S.1-18, Maria Elisabeth FRANKE, Kaiser Heinrich VII. im Spiegel der Historiographie. Eine faktenkritische und quellenkundliche Untersuchung ausgewählter Geschichtsschreiber der ersten Hälfte des 14. Jahrhunderts, Köln u.a. 1992, S.9ff, 315ff. P. THORAU a.a.O. 既に早くから「ほう」の眼力を示していた冊子として、Karl Leopold HITZFELD, *Studien zu den religiösen und politischen Anschauungen Friedrichs III. von Sizilien*, Berlin 1950, S.38-54. また、国王即位前の「ヘンリ」が効果的な領邦政策を展開したことは、Klaus KLEFISCH, *Kaiser Heinrich VII. als Graf von Luxemburg*, Bonn 1971.
- (13) 中世後期のイタリア史については、Werner GOEZ, *Geschichte Italiens in Mittelalter und Renaissance*, 3.Aufl., Darmstadt 1988, S.159ff., Alfred HAVERKAMP, *Italien im hohen und späten Mittelalter*, in: Theodor SCHIEDER (hg.), *Handbuch der Europäischen Geschichte*, Bd.2: Europa im Hoch- und Spätmittelalter, Stuttgart 1987, S.628ff., John LARNER, *Italy in the Age of Dante and Petrarch 1216-1380*, London and New York 1980, Giovanni TABACCO, *The Struggle for Power in Medieval Italy. Structures of political rule*, Cambridge 1989.
- (14) Jacob SCHWALM (hg.), *Monumenta Germaniae Historica, Legum Sectio IV., Constitutiones et acta publica imperatorum et regum, Tomus IV., Pars I.*, Hannover-Leipzig 1906, (ND Hannover 1981), (以下「Const.」, 4, 1) 306. “... qualiter evulsis simultatum et tribulacionum horroribus vobis et aliis civitatibus et felicibus imperii populis in partibus Italie desiderate quietis comodum preparemus.” William M. BOWSKY, *Henry VII in Italy. The Conflict of Empire and City-State, 1310-1313*, Lincoln/Nebraska 1960, S.21f., Roland PAULER, *Die deutschen Könige und Italien im 14. Jahrhundert. Von Heinrich VII. bis Karl IV.*, Darmstadt 1997, S.51.
- (15) Const, 4, 1, Nr.312, R.PAULER, ebenda. 1312年の使者の「ほう」人は「後述の」Bassianus de Guacis (doctor legum) である。なお、「ヘンリ」と七世の「マエネ」の関係については、Manfred HELLMANN, *Kaiser Heinrich VII. und Venedig*, in: *Historisches Jahrbuch* 76 (1957), S.15-33.
- (16) Jacob SCHWALM (hg.), *Monumenta Germaniae Historica, Legum Sectio IV., Constitutiones et acta publica imperatorum et regum*,

- Tomus III., Hannover-Leipzig 1904-1906, (ND Hannover 1980), (以下、Const., 3 と略す) Nr.505, W.M.BOWSKY, ebenda.
- (17) Harald DICKERHOF, Friede als Herrschaftslegitimation in der italienischen Politik des 13. Jahrhunderts, in: Archiv für Kulturgeschichte 59 (1977), S.366-389.
- (18) H.DICKERHOF, a.a.O., S.383f. 一三二〇年六月のハインリヒ七世宛書簡で教皇はハインリヒを Regis pacifici imitator と呼び、ハインリヒによる平和回復に期待する態度を示している。Const., 4, 1, Nr.390, W.M.BOWSKY, a.a.O., S.45. また R.PAULER, a.a.O., S.50.
- (19) F.SCHNEIDER, a.a.O. (注2), S.81, 89, Fritz TRAUTZ, Die Reichsgewalt in Italien im Spätmittelalter, in: Heidelberger Jahrbücher 7 (1963), S.55f.
- (20) R.PAULER, a.a.O., S.56-66, 69-75.
- (21) Const., 4, 1, Nr.471, 472, 475. F.SCHNEIDER, a.a.O. (注2), S.90ff., W.M.BOWSKY, a.a.O. (注14), S.61ff., R.PAULER, a.a.O. (注14), S.56-59.
- (22) Const., 4, 1, Nr.507-512, W.M.BOWSKY, a.a.O., S.78ff., R.PAULER, a.a.O., S.66.
- (23) 例えば、ヴェルチエッリにおけるハインリヒによる仲裁について、Const.,4,1,Nr.488,Const.,4,2, (注70)Nr.1277, W.M.BOWSKY, a.a.O., S.73f. ロンバルディア諸都市における平和の共通点については、W.M.BOWSKY, S.86ff.
- (24) W.M.BOWSKY, a.a.O. (注14), S.58, 83. こうしたハインリヒの姿勢は、同時代のいくつかの叙述史料も指摘するところである。F.SCHNEIDER, a.a.O. (注2), S.89f., R.PAULER, a.a.O. (注14), S.59.
- (25) R.PAULER, a.a.O., S.78.
- (26) W.M.BOWSKY, a.a.O., S.65, 91, 106. こうした領域支配の侵害が後述するメラノの反乱の重要な要因となったと考えられる点について、W.M.BOWSKY, a.a.O., S.97, R.PAULER, a.a.O., S.75.
- (27) アルブレヒトの甥ヨハンと彼に同調した貴族たちによる国王殺害の背景と経過については、Alphons LHOTSKY, Geschichte Österreichs seit der Mitte des 13. Jahrhunderts (1281-1358), Wien 1967, S.154ff.
- (28) Const.4,1,Nr.323, Ute RÖDEL (bearb.), Die Zeit Adolfs von Nassau Albrechts I. von Habsburg Heinrichs VII. von Luxemburg 1292-1313, (Urkundenregesten zur Tätigkeit des deutschen Königs- und Hofgerichts bis 1451, Bd.4), Köln u.a. 1992, Nr.428.

- (29) ローマ法大全中の大逆罪関係箇所として通常あげられるのは、D.48.3., C.9.8. などである。
- (30) Ernst SCHUBERT, König und Reich. Studien zur spätmittelalterlichen deutschen Verfassungsgeschichte, Göttingen 1979, S.140.
- (31) 大逆罪一般については、Rolf LIEBERWIRTH, Art.Crimen laesae maiestatis (Majestätsverbrechen), in: Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte, Bd.1, Berlin 1971, Sp.648-651, A.CAVANNA, Art. Majestätsverbrechen, in: Lexikon des Mittelalters, Bd.6, München 1993, Sp.148-150, Rudolf HIS, Das Strafrecht des deutschen Mittelalters, Teil 2, Weimar 1935 (ND Aalen 1964), S.30ff., Jean-Marie CARBASSE, Histoire du droit pénal et de la justice criminelle, Paris 2000, S.54f., 297ff., 古代ローマにおける大逆罪については、Theodor MOMMSEN, Römisches Strafrecht, Leipzig 1899 (ND Aalen 1990), S.537ff., O.F.ROBINSON, The Criminal Law of Ancient Rome, Baltimore 1995, S.74ff. 古代末期から中世初期の展開については、Jürgen WEITZEL, Das Majestätsverbrechen zwischen römischer Spätantike und fränkischem Mittelalter, in: DERS (hg.), Hoheitliches Strafen in der Spätantike und im frühen Mittelalter, Köln u.a. 2002, S.47-83.
- (32) 以下のドイツ王権のもとでの大逆罪の歴史については、E.SCHUBERT, a.a.O. (注30), S.139ff.
- (33) Ludwig WEILAND (hg.), Monumenta Germaniae Historica, Legum sectio IV., Constitutiones et acta publica imperatorum et regum, Tomus II., Hannover 1896, Nr.196, c.24, “Item quicumque inpetitur ab alio provocatus ad duellum pro crimine lese maiestatis, tamquam consilio vel auxilio contra nos aut imperium aliquid attemptaverit factiosum, si legitimis sibi induciis prefixis non comparuerit suam innocenciam purgaturus, per sentenciam nostram erenlos et rehtlos iudicetur. ...” ただし、帝國のハインリッヒのドイツ語テキスト中には対応する規定が存しない。
- (34) Const.3, Nr.664, “cum Dietherus dictus Nezel cum quibusdam aliis suis fautoribus sive complicitibus in personam nostram machinamenta quesierit, ob hoc sibi et filiis suis sive heredibus propter immanitatem tanti criminis et lese maiestatis omnibus, que a nobis et imperio ac quibuscumque aliis in feudum tenuit, et hiis etiam, que ipsos iure proprietatis respicere noscebantur, abiudicatis per sententiam, ...” 事件の背後には、この直後に国王の攻撃を受け、追放されたシユパイアー司教フリードリヒが存在したのかもこれなり。Oswald REDLICH, Rudolf von Habsburg, Innsbruck 1903 (ND Aalen 1965), S.542f.
- (35) Const.3, Nr.577. 教皇ホニアタキウス八世は、一三〇一年の聖界選挙侯あて書簡で、アートルフを敗死させて王位に就いたアルブレヒト一世を大逆罪を犯したものと非難している。Const., 4, 1, Nr.109, “...crimine videlicet lese maiestatis

- commisso,...”の立場を受容したトリリア大司教ディートリヒ（国王アートルフの弟）の文書も参照。Edmund E.STENDEL (hg.), *Nova Alamanniae*, 1.Hälfte, Berlin 1921, Nr.51. 一方、アルブレヒトの側は、翌年の弁明書の中で、もちろん自分の行動が大逆罪としてとらえられることを否定している。Const., 4, 1, Nr.116, c.5, “Non sic, ut credimus, lese magestatis crimen incurritur, non sic fidelitas reatu periurii maculatur nec sub vexillo iuste defensionis victor ut homicida censetur.”
- (36) ハインリヒ七世の宮廷と文書に現れる学識法曹については、Peter MORAW, *Die gelehrten Juristen der deutschen Könige im späten Mittelalter (1273-1493)*, in: Roman SCHNUR (hg.), *Die Rolle der Juristen bei der Entstehung des modernen Staates*, Berlin 1986, S.77-147, hier S.85-87.
- (37) Henri については、Fernand VERCAUTEREN, *Henri de Jodoigne, légiste, clerc et conseiller des princes (†1352)*, in: F. VERCAUTEREN, *Etudes d'histoire médiévale*, o.O. 1978, S.93-147 (zuerst 1952) を参照。
- (38) Const., 4, 1, Nr.312, W.M.BOWSKY, a.a.O. (注14), S.26.
- (39) ハインリヒ七世のもとで、ローマ法の利用例が増大する点については、E.SCHUBERT, a.a.O. (注50), S.145. また、ハインリヒと *lex animata in terris* などのローマ法上の概念とのかわりについては、Hermann KRAUSE, *Kaiserrecht und Rezeption*, Heidelberg 1952, S.55f. をも参照。ハインリヒによるローマ法利用は、より一般的には即位前のハインリヒとフランス王権の密接な関係を背景とするものかもしれない。Carl D. DIETMAR, *Die Beziehungen des Hauses Luxemburg zu Frankreich in den Jahren 1245-1346*. Köln 1983, S.59-77.
- (39 a) F. SCHNEIDER, a.a.O. (注2), S.142f.
- (40) ハインリヒ側とオーストリア公側それぞれが文書を発行した。Const, 4, 1, Nr.317, 318, U.RÖDEL, a.a.O. (注88), Nr.426, 427.
- (41) Const., 4, 1, Nr.320-322, 325-326, U.RÖDEL, a.a.O., Nr.430-433, 435.
- (42) Const., 4, 1, Nr.324, U.RÖDEL, a.a.O., Nr.429.
- (43) Julius FICKER, *Forschungen zur Reichs- und Rechtsgeschichte Italiens*, Bd.1, 1868 (ND Aalen 1961), S.204, Bernhard MÜLLER, *Majestasverbrechen und Reichsidee in der Zeit Kaiser Heinrichs VII.*, Diss.phil. Freiburg i.Br., 1958 (Masch.), S.37f.
- (44) このときのハインリヒ七世とハプスブルク家の間の交渉については、F.SCHNEIDER, a.a.O. (注2), S.47ff., A.LHOTSKY, a.a.O. (注27), S.189ff.

- (45) ミラノで発生した反乱とその北イタリア各地への拡大については、F.SCHNEIDER, a.a.O. (注2), S.106ff., W.M.BOWSKY, a.a.O. (注14), S.96ff., R.PAULER, a.a.O. (注14), S.75ff.
- (46) 国王宮廷において、イタリア出身者が厳格な対処を主張したのに対して、アルプス以北からの随伴者はそれに反対したと言われる。W.M.BOWSKY, a.a.O., S.100f.
- (47) Const., 4, 1, Nr.582. 和解答は、テツラ・トツレらミラノの反乱者に関する条項とクレモナ、クレームおよびその他の反乱者に関する条項とを含んでいる。
- (48) 以下のクレモナなどへの強硬な対処については、F.SCHNEIDER, a.a.O., S.116ff., W.M.BOWSKY, a.a.O., S.112ff., R.PAULER, a.a.O., S.80f.
- (49) Const., 4, 1, Nr.584, "...ex causa ingratitude legis et iuste et propter maximas et indebitas offensus commissas erga eundem dominum regem et maiestatem ipsius et honorem totius imperii Romani ...".
- (50) Const., 4, 1, Nr.631.
- (51) Ebenda, c.2.
- (52) Ebenda, c.3, "Que omnia non obstantibus aliquibus legibus vel iuribus, que contraire viderentur, et maxime illis, que in absentes capitales sententias ferri vetant, ex certa scientia de plenitudine potestatis mandamus et volumus observari."
- (53) Ebenda, c.5. 以下は点で、この訴訟は既に伝統的な Kontumazialprozess から脱して行われる。Adolf DIECKMANN, Weltkaiserium und "Districtus imperii" bei Kaiser Heinrich VII. Untersuchungen über die Reichsherrschaft und Reichspolitik im Zeitalter Heinrichs VII., Diss.Phil.Göttingen 1956 (Masch.), S.76.
- (54) Ebenda, c.1.
- (55) Ebenda, "... item in eo et super eo quod violatores et fractures fuerunt pacis et concordie facte et etiam sacramento eorum firmate, expellendo de civitate Cremone illos concives suos, qui per sententiam nostram et de voluntate ipsorum in dictam civitatem Cremone fuerant restituti,..."
- (56) アントニオ包圍戦とその結末については、F.SCHNEIDER, a.a.O., S.119ff., W.M.BOWSKY, a.a.O., S.115ff, R.PAULER, a.a.O., S.81ff.
- (57) B.MÜLLER, a.a.O. (注43), S.42f.

- (58) Const., 4, 1, Nr.653.c.1.2, “... quod cum ipse Tebaldus esset expulsus et extrinsecus civitatis Brixie, quando venimus in partibus Lombardie et ante per magnum tempus, comparuit in civitate de Ast petens humiliter et devote, ut ad civitatem Brixie reducere dignaremur, de qua asseruit se expulsus iniuste, et nobis fidelitatem iuravit. Cuius supplicationibus inclinati pacem fieri fecimus tunc cum intrinsecis civitatis predictae, quam pacem ipse Tebaldus servare promisit et iuravit perpetuo et se obligavit ad penam contra ipsam pacem non venire. Et ut ipsa pax perpetuo servaretur, ipsum reduximus et reducti fecimus in civitatem predictam Nam contra iuramentum fidelitatis et ipsam pacem venit tractando et ordinando in ipsa civitate, quod pars tunc intrinseca dicte civitatis, cum qua ipsa pax firmata extiterat, iurata atque promissa, violaretur in totum et quod ipsa pars tunc intrinseca expelleretur de civitate predicta....”
- (59) Ebenda, c.3-6.
- (60) A.DIECKMANN, a.a.O. (注53), S.76f., B.MÜLLER, a.a.O. (注43), S.41
- (61) Const., 4, 1, Nr.689. 別に類似した文書が一通伝わるが (Ebenda, Nr.691) 実際に判決として宣告されたのは前者であると認められる。A.DIECKMANN, a.a.O., S.202, Anm.18.
- (62) Ebenda, c.4.
- (63) Ebenda, c.2.
- (64) W.M.BOWSKY, a.a.O., S.111f. DERS., Florence and Henry of Luxembourg, King of the Romans: The Rebirth of Guelfism, in: Speculum 33 (1958), S.177-203 hier S.195f.
- (65) W.M.BOWSKY, Henry, S.140, DERS., Florence, S.199.
- (66) ハインリヒのフイレンツェに対する最初の訴訟については F.SCHNEIDER, a.a.O. (注52), S.132f., W.M.BOWSKY, a.a.O. (注14), S.147ff., R.PAULER, a.a.O. (注14), S.95f.
- (67) Const., 4, 1, Nr.715.
- (68) Ebenda, c.1, 2.
- (69) Ebenda, c.3-5.
- (70) Enenda, c.6.
- (71) Enenda, c.7-11.

- (72) Const., 4, 1, Nr.716.
- (73) A.DIECKMANN, a.a.O. (73), S.77f., B.MÜLLER, a.a.O. (74), S.52f.
- (74) への訴訟の判決については F.SCHNEIDER, a.a.O., S.144, W.M.BOWSKY, a.a.O., S.148f., R.PAULER, a.a.O., S.96.
- (75) Const., 4, 1, Nr.721, “...inquirant atque procedant sumarie sine strepitu et figura iudicii et omni iuris sollempnitate obmissa.”
- (76) Jacob SCHWALM (hg.), Monumenta Germaniae Historica, Legum Sectio IV., Constitutiones et acta publica imperatorum et regum, Tomus IV., Pars II., Hannover-Leipzig 1909-11, (ND Hannover 1981), (77 Const., 4, 2 への註文) Nr.768.
- (77) Ebenda, c.1.
- (78) Ebenda, c.2.
- (79) Ebenda, c.3.
- (80) Ebenda, c.4.
- (81) Ebenda, c.4, III, “Predictum vero Ghibertum declaramus felloniam et crimen lese maiestatis et proditionem contra nos et Romanum imperium conmisisse et etiam fecisse contra formam fidelitatis per eum presteite nobis pro feudo dicti castri Guastalle, quod eidem concesseramus in feudum, privates eum et privatum declarantes feudo castri predicti ipsumque castrum eiusque districtum, vasallos et habitatores cum omni iurisdictione et iure et omnibus pertinentibus suis ad nostram cameram revocantes. Necnon predictus Ghibertum, Iohannem Chirici, Opeçinum de Ancola tanquam rebelles et proditores imperii et lese maiestatis crimine reos de toto Romano imperio exbannimus et eorum et cuiuslibet eorum bona omnia camere nostre et Romani imperii adnotamus et publicamus, privates eos et quemlibet eorum omni honore et dignitate, immunitate, privilegiis, franchitiis et libertatibus a nobis et a Romanis regibus vel imperatoribus predecessoribus nostris et quibuscunque aliis concessis seu qualitercumque eis acquisitis. Et eos et quemlibet eorum perpetua volumus laborare infamia. Et si aliquis predictorum singularium in fortiam nostram seu Romani imperii pervenerit, furcis suspendatur ita quod moriatur.”
- (82) 大逆罪と封臣義務違反のからみぬいについては A.DIECKMANN, a.a.O., S.79f., B.MÜLLER, a.a.O., S.110-115.
- (83) Ebenda, c.5.
- (84) Ebenda, c.6.

- (85) Const.,4,2,Nr.890, F.SCHNEIDER, a.a.O. (注9), S.181, R.PAULER, a.a.O. (注14), S.110.
- (86) Const.,4,2,Nr.916, F.SCHNEIDER, a.a.O., S.184f., W.M.BOWSKY, a.a.O. (注14), S.180ff..
- (87) Theodor E. MOMMSEN, Italienische Analekten zur Reichsgeschichte des 14.Jahrhunderts (1310-1378), Stuttgart 1952, Nr.118.
- (88) Const., 4, 2, Nr.982.
- (89) Ebenda,c.1, "... civitas et commune civitatis Padue ac infrascripti cives ipsius civitatis et quilibet eorumdem in malum dampnabiliter hostinati post recognitionem eorum spontaneam et fidelitatem nobis exhibitam cum prestatione iuramenti solempni inter ceteros sue malignitatis conatus, ..., commiserunt contra tunc regiam et post imperatoriam maiestatem infrascripta crimina et reatus.", c.4,II, "Precipientes et declarantes dictum commune Padue, civitatem ac ipsius comunitatis universitatem et quamlibet personam ipsius universitatis et omnes et singulos homines infrascriptos et quemlibet eorumdem feloniam, prodicionem et legis Iulie lese maiestatis crimen contra condam regiam et demum imperatoriam maiestatem nostram et totum Romanum imperium ex predictis excessibus commixisse, veniendo etiam contra proprium iuramentum fidelitatis nobis prestitum per ipsum commune, consiliarios, officiales et homines ipsius civitatis et contra fidelitatem per eos factam., ..."
- (90) Const., 4, 2, Nr.801. 回状としてはこれより短いものが他に二種類伝わる。Ebenda, Nr.802, 803.
- (91) Const., 4, 2, Nr.801, c.1 "... ut quemadmodum sub se Deo uno omnes ordines celestium agminum militant, sic universi homines distincti regnis et provinciis separati uni principi monarche subessent, ..." まだハインリヒは皇帝戴冠詔日に「フリードリヒ二世」にならざる異端に対する立法を行っている。Const.,4,2,Nr.799,800.
- (92) Const., 4, 2, Nr.811, c.2. 皇帝の回状とそれに対する反応については、F.SCHNEIDER, a.a.O., S.269ff., W.M.BOWSKY, a.a.O., S.168, Friedrich BAETHGEN, Zur Geschichte der Weltherrschaftsidee im späteren Mittelalter, in: Festschrift Percy Ernst Schramm zu seinem siebzigsten Geburtstag von Schülern und Freunden zugeeignet, Bd.1, Wiesbaden 1964, S.189-203, hier S.192f., R.PAULER, a.a.O., S.106. ベートゲンは回状を、皇帝権による世界支配要求を類例のないほど明瞭に表明した文書と評している。
- (93) このような見方については、E.SCHUBERT, a.a.O. (注30), S.29ff. 大空位時代後のアルゲントやイタリアでは、皇帝戴冠を終えた皇帝の支配にのみ服するという見解も見られたが、これはもちろんハインリヒらドイツの支配者側の採る立場ではなかった。イタリアの叙述史料もドイツ王権と皇帝権を区別しなかったことについては、M.E.FRANKE, a.a.O. (注12), S.31.

- (94) ナポリのアンジュー家が北・中イタリアの各地にも拠点を持ち、教皇派の保護者的役割を果たしていたことについては、F.TRAUTZ, a.a.O. (注19), S.47f. ハインリヒとナポリ王の間の同盟交渉については、F.SCHNEIDER, a.a.O., S.262ff., W.M.BOWSKY, a.a.O., S.23,138f.,155,161.
- (95) 注一で述べたように、当時使われたタイトルとは異なるが、本稿ではこのように呼んでおく。
- (96) Const., 4, 2, Nr.821, “..., ipsum Robbertum regem sepedictum intef[n]dimus declarare secundum consuetudinem curie nostre in crimen dicte lese maiestatis ipso facto indicisse,...”. K.L.HITZFELD, a.a.O. (注12), S.49f. ハインリヒとシチリア王の接近については、W.M.BOWSKY, a.a.O. (注14), S.169f., R.PAULER, a.a.O. (注14), S.107.
- (97) Const., 4, 2, Nr.822, “..., quod ipsi inmemores beneficiorum multiplicium, que ab eodem imperio hactenus iugiter receperunt,...”.
- (98) Fritz KERN (hg.), Acta imperii Angliæ et Franciæ ab a.1267 ad a.1313, Tübingen 1911, Nr.227. 既に皇帝戴冠を知らせる回状への返書において、教皇は、ナポリ王との協調と和解をハインリヒに求めている。Const., 4, 2, Nr.810, c.2,3.
- (99) 教皇の体職命令とハインリヒの異議については、F.SCHNEIDER, a.a.O., S.272ff., W.M.BOWSKY, a.a.O., S.168f., R.PAULER, a.a.O., S.108.
- (100) Const., 4, 2, Nr.839.
- (101) Const., 4, 2, Nr.840, “..., et quilibet dominus temporalis habet iurisdictionem in vassallis et feudatariis suis,...”.
- (102) ロベルトと帝国のローン関係については、A.DIECKMANN, a.a.O. (注53), S.25ff.
- (103) Const., 4, 2, Nr.726.
- (104) この点を主張するのが、A.DIECKMANN, a.a.O. である。
- (105) Johann Friedrich BÖHMER (hg.), Fontes rerum Germanicarum, Bd.1, Stuttgart 1843 (ND Aalen 1969), S.122 “... sed memoriam habeo, quando hoc in Roma tractabatur, quod auditores sacri palatii, de quorum consilio specialiter omnes tales processus fiebant, dixerunt imperatori, et incitare et mediare et terminare talia oportebat in terris imperii.”, A.DIECKMANN, a.a.O., S.207, Anm.75, M.E.FRANKE, a.a.O. (注11), S.182.
- (106) Const., 4, 2, Nr.981. この鑑定については、F.SCHNEIDER, a.a.O., S.288, W.M.BOWSKY, a.a.O., S.183f., A.DIECKMANN, a.a.O., S.83ff.

- (107) Ebenda, c.2, “... commune civitatis Bononie in territorio et super territorio maiestatis imperialis, videlicet in Lombardia, in marchia Trivisana et in Tuscia, mitendo pecuniam et milites et pedites in suscidium rebellium ad partes predictas ad interitum gentis imperialis et mortem et distructionem fidelium Romani imperii.”
- (108) K.PENNINGTON, *The Prince* (注へ), S.174.
- (109) Const., 4, 2, Nr.848, F.SCHNEIDER, a.a.O., S.284, W.M.BOWSKY, a.a.O., S.174, R.PAULER, a.a.O., S.109f..
- (110) Ebenda, c.1, “[Nos] Henricus Dei gratia Romanorum imperator senper augustus hoc edicto publice posito requirimus et citamus regem Robertum natum olim regis Karoli, quod usque ad tres menses proxime venturos, quem terminum eidem pro primo, secundo et tercio perhemptorie assignamus ex pluribus iustis et rationabilibus causis et precipue propter viarum discrimina, quia ad eum securus non potest haberi accessus, compareat personaliter coram nobis ad se excusandum et defendendum ab inquisitione, quam facimus contra eum, super eo quod plura et diversa crimina et reatus contra nos et maiestatem nostram comisit ac etiam comitti procuravit et que ad[h]uc committere non desistit, propter que vel eorum alterum ipsum in crimen legis Iulie maiestatis non est dubium incurrisse, et potissime super articulis et capitulis infrascriptis, que notorie divulgantur per ipsum regem Robertum comissa fore anno, mensibus atque locis in dicta inquisitione insertis,...”. 訴訟は欠産裁判 Eremodizialprozess として行われた。A.DIECKMANN, a.a.O. (注), S.93f.
- (111) Ebenda, c.1, I-V.
- (112) Ebenda, c.2.
- (113) Ebenda, c.1, I, “...qui de iure tanquam subditi et fideles imperii nobis obedire et subesse tenentur,...”, c.1, II, “... qui de iure sunt subditi et fideles imperii,...”
- (114) Ebenda, c.1, IV, “... et nos in eorum dominum recognoverant specialem et nobis fidelitatem solepniter iuraverant.”
- (115) Ebenda, c.1.III, “Ipse etiam rex Robertus contra ea, que nobis scripsserat et publice asserebat nostris nuncios et aliis publice, quod Iohannem fratrem suum tra[n]smittebat ad Urbem pro nostro et imperii favore et nobis daret in coronatione nostra auxilium, consilium et favorem, contra nos et imperium cum gente maxima per mare et per terram ad dictam Urbem transmisit.... ”
- (116) Const., 4, 2, Nr.849.
- (117) Const., 4, 2, Nr.913.

- (118) Enenda, c.2, “... et nos qui legibus subiecti non sumus contra dictum Robertum propter premissa ipso inrequisito possemus procedere, tamen augusti clementia ex superhabundanti volens ex officio inquiri facere...”翌日のヒストイア、ヴォルテツクなどトスカーナ諸都市に対する判決でも同様の表明が見られる。Const., 4, 2, Nr.916, c.4.
- (119) Ebenda, c.1, “..., quod licet rex Robertus natus felicis recordationis Karoli secundi Sicilie regis per suas speciales licteras pluries culmini nostro scripsisset, quod ipse, sicut ratione pheudorum et honorum que habebat ab imperio tenebatur ... ad exhibendum nobis debitam obedientiam et honorem tam in dicta coronacione quam alias intendebat et ad id pro viribus se parabat, ...”
- (120) F.SCHNEIDER, a.a.O. (注2), S.289f., W.M.BOWSKY, a.a.O. (注14), S.181f., R.PAULER, a.a.O. (注14), S.110f. 立法には、本文で検討するラテン語ヴァージョンの他、フランス語ヴァージョンが伝わる。Const., 4, 2, Nr.930, 932.
- (121) Const., 4, 2, Nr.929, “Ad reprimenda multorum facinora, qui ruptis totius debite fidelitatis habenis adversus Romanum imperium, in cuius tranquillitate totius orbis regularitas requiescit, hostili animo animati conantur nedum humana, verum etiam divina precepta, quibus iubetur quod omnis anima Romano principi sit subiecta, sceleratissimis facinoribus et assiduis rebellionibus demoliri, ...”
- (122) この表現は教皇ホリアティウス八世の有名な勅書 Unam sanctam から取られたものと思われる。B.MÜELLER, a.a.O. (注43), S.79f.
- (123) Ebenda, “..., Ut in quocunque lese maiestatis crimine et maxime ubi contra Romanorum imperatores vel reges aliquid quod dictum crimen tangat asseratur commissum, ...”
- (124) Ebenda, “..., possit procedi per accusationem vel inquisitionem seu denuntiationem summarie et de plano sine strepitu et figura iudicii, prout illi qui iurisdictioni preest videbitur expedire.”
- (124 a) 前掲、一四頁以下。
- (125) 法文末尾には、この立法の効力が過去・現在・未来の事件に及ぶことが宣言されている。Ebenda, “Hanc autem generalem nostram legem extendi iubemus ad preterita, pendentia et futura, quam exnunc absque alterius temporis expectatione transcursus suum integrum vigorem decernimus optinere.”
- (126) Const., 4, 2, Nr.931.
- (127) Const., 4, 2, Nr.946, F.SCHNEIDER, a.a.O., S.286ff., W.M.BOWSKY, a.a.O., S.184..

- (128) Ebenda, c.2, “Nequitie siquidem et perdicionis alumnus Robertus natus clare memorie Karuli secundi, qui se Scilie regem intitulat, ex imperii Romani adipe inpingatus, incrassatus et dilatatus contra illud, cui etiam causa multorum feudorum et honorum ipsius imperii, que actenus tenuit et que iniuste presentaliter occupat, humiliter obedire deberet,”
- (129) Ebenda, c.2, 3.
- (130) Ebenda, c.4, 5.
- (131) Ebenda, c.5, “... ipse dum potuit pacem et quietem habere, dum debuit tranquil[li]tatem expetere ac nostram benivolentiam et dilectionem,....obtinere valuit, bella quesivit, iniquitates exercuit et pro posse procuravit, sicut etiam ad[h]uc procurare non cessat, in imperii populis seminare zizaniam, suscitare odia, immittere scandala, concitare tumultus, nutrire scismata et fovere discordias et sine intermissione in actu continuandi et co[m]mittendi omnia que potest in contrarium nostrum existit, non solum in nostrum et imperii contemptum reique publice detrimentum, sed etiam in perturbacionem prosperitatis ecclesiastice, que ab ipsius imperii statu plurimum pendere dignoscitur, et in retardacionem negotii Terre Sancte, ad quod teste illo qui omnia novit totis cordis affectibus anelamus,....” < イングリとの元で大逆罪を持った宗教的性格については B.MÜLLER, a.a.O. (注49), S.68-87.
- (132) Ebenda, c.5, I-IV.
- (133) Ebenda, “...et ipsum si quo tempore in nostram et imperii fortiam venerit, vita per capitis multilationem privandum in hiis scriptis sententialiter condempnamus.”
- (134) Const., 4, 2, Nr.948.
- (135) Const., 4, 2, Nr.1003.
- (136) Const., 4, 2, Nr.1004-5.
- (137) Karleopold HITZFELD, Die letzte Gesandtschaft Heinrichs VII. nach Avignon und ihre Folgen, in: Historisches Jahrbuch 83 (1964), S.43-53.
- (138) Const., 4, 2, Nr.1163.
- (139) A.DIECKMANN, a.a.O. (注53), S.107.
- (140) B.MÜELLER, a.a.O. (注49), S.125ff.

- (141) 皇帝を支持する意見のうち、教皇立法 *Pastoralis cura* に反駁したいわゆる *Heinrich-Brief* とそれと内容的に関連を有するバイアの法学者 *Johannes Branchazolus* の論作は、成立年代を一二二〇年代と見るアイツクマンの見解 (A.DIECKMANN, a.a.O. (注53), S.150ff.) に従い、ここでは検討しない。またタンテの思考にも立ち入らない。その他の皇帝側の著作として、キヌス・デ・ヒストリアが一二二一年にシエナで行った *disputatio* がある。A.DIECKMANN, a.a.O., S.155ff.
- (142) *Const.*, 4, 2, Nr.1248. この書書については、K.L.HITZFELD, a.a.O. (注11), S.83-125, Martin THILO, *Das Recht der Entscheidung über Krieg und Frieden im Streite Kaiser Heinrichs VII. mit der römischen Kurie*, Berlin 1938, S.7-16, 67-103, W.M.BOWSKY, a.a.O. (注14), S.186, A.DIECKMANN, a.a.O., S.109ff, K.PENNINGTON, *The Prince* (注7), S.172ff. シュナイターらはこの文書をハインリヒ七世の宮廷に由来するものと見なしていたが、ヒツンフェルト以下の諸研究はシチリア由来説を採る。
- (143) *Ebenda*, c.II.
- (144) *Ebenda*, c.IV, "... quod ipsos velut reos maiestatis et terram eorum tamquam terram proditorum et hostium suorum possit invadere utpote fisco delatam ex crimine supradicto, ..., et specialiter illam quam ab imperio tenent, qua se per manifestam felloniam fecerunt indignos et quam eorum, scelere aperuerunt domino imperatori, ...".
- (145) *Ebenda*, c.VII, "... quod regnum Sicilie et specialiter insula Sicilie sicut et cetera provincie sunt de imperio, ut preallegatum est. Totus enim mundus imperatoris est, ...".
- (146) *Const.*, 4, 2, Nr.1252, Fritz KERN, a.a.O. (注98), Nr.295, *Const.*, 4, 2, Nr.1253. これらの文書については、F.SCHNEIDER, a.a.O., S.290ff., W.M.BOWSKY, a.a.O., S.190f., A.DIECKMANN, a.a.O., S.115ff. アイツクマンは、チボリ王の宮廷で *Logothetes* として仕えたカプアのバルトロメウスをこれらの文書の作者として推定し、ニチエケも最後の文書について同様の推定をするが、イエニコケは否定的である。August NITSCHKE, *Die Reden des Logotheten Bartholomaeus von Capua*, in: *Quellen und Forschung aus Italienischen Archiven und Bibliotheken* 35 (1955), S.226-274, hier S.254, Kurt-Ulrich JÄSCHKE, *Zur universalen und regionalen Reichskonzeptionen beim Tode Kaiser Heinrichs VII.*, in: Helmut MAURER u. Hans PATZE (hg.), *Festschrift für Bernd Schweinöper zu seinem 70.Geburtstag*, Sigmaringen 1982, S.415-435, hier S.434.
- (147) *Const.*, 4, 2, Nr.1252, c.3, "Elapsis vero certis temporibus magnificus princeps Hericus comes de Lisimburg, sicut Domino placuit, in regem fuit Romanorum electus, ad cuius presenciam misit prefatus dominus noster rex suos solennes nuncios et procuratores usque in

Alamaniam, ubi dictus rex morabatur, ad prestandum sibi sacramentum fidelitatis pro terra, quam idem rex tenebat ab eo, quod sibi de iure licebat, ut in usu Phe (udorum) per quos fi (at) investitura c. primo in fi (ne), et ita servatur comuniter de facto. Et tamen idem rex Alamanie illud sacramentum recipere recusavit, per quod non est dubium eum perfide egisse et contra debitum suum. Illud enim quod erat facile et rationale dicto domino regi, scilicet sacramentum ab eo recipere per procuratores, fecit difficile illud admictere recusando, ...”.

(147 a) F.KERN, a.a.O. (註8), Nr.295.

(148) Const., 4, 2, Nr.1253. *ハレの文書にのりては* K.-U. JÄSCHKE, a.a.O. *お参照*°

(149) Ebenda, c.9, “Ex prelibatis itaque patet aperte, quod electio et promocio dicti imperatoris non solum est ad manifestum et imminens scandalum atque discrimen dictorum regis Francie et Sicilie et ruinosam interversonem totius Ytalie, set eciam ad universale scandalum atque discidium fidelium principum orbis terre, qui sunt in plena et pacifica libertate domini et potestatis eorum nec in aliquo subsunt aut obediunt imperatori prefato, excepto rege Boemie, licet imperator idem eos sibi asserat esse subiectos ex premissarum serie scripturarum. Quod scriptura cavetur, set repugnante contraria et obtenta consuetudine non habetur.”

(149 a) Ebenda, c.10.

(150) Const., 4, 2, Nr.1249.

(151) *ハレの文書にのりては* F.SCHNEIDER, a.a.o. (註9), S.298ff., A.DIECKMANN, a.a.O. (註8), S.121ff, K.PENNINGTON, The Prince (註6), S.175ff..

(152) Const., 4, 2, Nr.1250.

(153) Ebenda, S.1327, “Item non obstat responsio quam fecit imperator, scilicet quod ipse nullam guerram habebat cum rege Roberto nec debet imperiri dominus in sua iusticia contra vassallum suum, ut hic erat, quia rex Robertus est vassallus imperatoris pro comitatu Provincie. Ad quod respondeo,... Nec inter ipsos, sicut inter dominum et vassallum, indicebatur per dominum papam treuga, sed tanquam inter imperatorem et regem non sibi subditum ratione regie dignitatis et regni,....”

(154) Ebenda, S.1336, “In casu isto respondetur, quod si imperator egisset contra regem ad feudum comitatus Provincie quasi propter

felloniam commissam in eum, deberet privari dato feudo, tunc non per eum, sed per pares curie fuisset secundum communes regulas questio terminanda,... Hic tamen secundum verba sententie non agebatur ad hoc. Imo agebatur contra regem de crimine lese maiestatis et de amissione honorum seu dignitatum et rerum. Unde hoc casu ad dominum papam, qui est ordinarius regis R (oberti), pertinebat cognitio,..."

(155) Const., 4, 2, Nr.1251.

(156) これらの文書については W.ULLMANN, The Development. (註の), S.27ff., A.DIECKMANN, a.a.O., S.135ff, H.G.WALTHER, a.a.O. (註の), S.215ff., K.PENNINGTON, The Prince., S.179ff.

(157) Const., 4, 2, Nr.1254. ホルトマンクスと彼の鑑定意見については Eduard WILL, Die Gutachten des Oldradus de Ponte zum Drozeß Heinrichs VII. gegen Robert von Neapel, Nebst der Biographie des Oldradus, Berlin und Leipzig 1917, Tilmann SCHMIDT, Die konsilien des Oldrado da Ponte als Geschichtsquelle, in: Ingrid BAUMGÄRTNER (hg.), Consilia im späten Mittelalter, Sigmaringen 1995, S.53-64.

(158) Ebenda, S.1374, "Utrum rex vassallus pro certis rebus imperii, non habens infra districtum imperialem domicilium, potuerit committere crimen lese maiestatis contra imperatorem. De fellonia enim non est dubium quin eam committere possit."

(159) Ebenda, c.VI, S.1376, "Circa sextam questionem attendendum est, quod maiestas dicitur quasi maior stans sive maior potestas. ... non comititur crimen lese maiestatis, nisi cum leditur maior potestas. Oportet ergo, quod sit potestas, sed hic nulla est potestas in leso respectu ledentis, ... Et si dicatur 'feudum ab eo tenet' respondeo: hoc non dat domino imperium in vassallo. Est enim quidam contractus, quo quis alter alteri obligatur, ... Si non habet in eum imperium, non est sub potestate sua, et sic eum ledendo non dicitur ledere maiorem potestatem, quia nec potestatem...."

(160) Const., 4, 2, Nr.1255, S.1393.

(161) これらの教皇立法に関しては F.SCHNEIDER, a.a.O., S.306ff., W.ULLMANN, The Development., S.25ff., K.PENNINGTON, The Prince., S.186ff.

(162) Const., 4, 2, Nr.1166=Clem.2.11. また教皇は別の教皇立法 Romani principes において、ハイヘリとが教皇に対して行った誓約は封臣誓約であったという理解を宣言している。Const., 4, 2, Nr.1165=Clem.2.9.

- (103) Robert HOLTZMANN, Der Weltherrschaftsgedanke des mittelalterlichen Kaisertums und die Souveränität der europäischen Staaten, in: Historische Zeitschrift 159 (1939), S.251-264, Walther HOLTZMANN, Das mittelalterliche Imperium und die werdenden Nationen, Köln 1953, Friedrich KEMPF, Das mittelalterliche Kaisertum. Ein Deutungsversuch, in: Das Königtum. Seine geistigen und rechtlichen Grundlagen (Vorträge und Forschungen 3), 2.Aufl., Sigmaringen 1965, S.225-242, Othmar HAGENEDER, Weltherrschaft im Mittelalter, in: Mitteilungen des Instituts für Österreichische Geschichte 93 (1985), S.257-278.
- (104) Heinrich APPELT, Die Kaiseridee Friedrich Barbarossas, in: Gunther WOLF (hg.), Friedrich Barbarossa, Darmstadt 1975 (zuerst 1967), S.208-244, hier S.232ff., Hans Eberhard MAYER, Staufische Weltherrschaft ? Zum Brief Heinrichs II. von England an Friedrich Barbarossa von 1157, in: G.WOLF (hg.), a.a.O., S.184-207, Alfred HAVERKAMP, Zwölftes Jahrhundert 1125-1198 (Gebhardt. Handbuch der deutschen Geschichte, 10.Aufl.,Bd.5), Stuttgart 2003, S.166ff.
- (105) W.HOLTZMANN, a.a.O., S.26, Gunther WOLF, Universales Kaisertum und nationales Königtum im Zeitalter Kaiser Friedrichs II. (Ansprüche und Wirklichkeit), in: Miscellanea Mediaevalia 5, Berlin 1965, S.243-269, Hans Martin SCHALLER, Die Kaiseridee Friedrichs II., in: Gunther WOLF (hg.), Stupor mundi, 2.Aufl., Darmstadt 1982 (zuerst 1974), S.494-526, Hans-Joachim SCHMIDT, Vollgewalt, Souveränität und Staat. Konzepte der Herrschaft von Kaiser Friedrich II., in: Paul-Joachim HEINIG (hg.), Reich, Regionen und Europa in Mittelalter und Neuzeit. Festschrift für Peter Moraw, Berlin 2000, S.21-51, hier S.30f.
- (106) W.M.BOWSKY, a.a.O. (注14), S.183, その他「>」が進めた訴訟とその判決の後代への影響の事例として」 B. MÜLLER, a.a.O. (注12), S.47, 125, Karl ZEUMER und Richard SALOMON (hs.), Monumenta Germaniae Historica, Lesum Sectio IV., Constitutiones et acta publica imperatorum et regum, Tomus VIII., Hannover 1910-1926, Nr.235, Nr.600, S.607.

THE HOKKAIDO LAW REVIEW

Vol. 56 No. 2 (2005)
SUMMARY OF CONTENTS

Kaiser Heinrich VII. und der Prozess gegen König Robert von Neapel: Das Kaisertum am Anfang des 14. Jahrhunderts

Masaki TAGUCHI*

Der Prozess von Kaiser Heinrich VII. gegen König Robert von Neapel ist als ein Beispiel des kaiserlichen Weltherrschaftsanspruchs und seines Scheiterns angesehen. Die Tätigkeiten und Konzepte Heinrichs sind aber dabei nicht eingehend untersucht. In Italien versuchte Heinrich, die streitenden Parteien zu schlichten, den Frieden einzuführen und damit die Reichsherrschaft wiederherzustellen. Als er die Widersacher des *crimen laesae maiestatis* beschuldigte und verurteilte, betrachtete er als *crimen laesae maiestatis* die Angriffe gegen den von ihm hergestellten Frieden. Nach seiner Auffassung war das *crimen laesae maiestatis* dabei mit der Verletzung einzelner *Fidelitätsverhältnisse* eng verbunden. Auf Grund dieses Verständnisses klagte der Kaiser Robert als Reichsvasallen, nicht aus dem Weltherrschaftsanspruch. Die neapolitanischen und kurialen Juristen behaupteten die klare Unterscheidung von *crimen laesae maiestatis* und Felonie, aber die Haltung des Kaisers beruhte auf seiner bisherigen Regierungstätigkeit.

*Professor, School of Law, Hokkaido University.